

柳町小学校教室等増設の経緯

日時	件名	資料番号	ページ	備考
平成26年7月	文京区立柳町小学校教室等増設検討委員会報告書	【資料第1号】	1	
平成26年7月25日	柳町小学校教室等増設整備方針案について	【資料第2号】	18	文教委員会資料
平成26年7月25日	柳町小学校教室等増設に伴う仮校舎について	【資料第3号】	21	文教委員会資料
平成26年7月	柳町小学校教室等増設整備方針案について	【資料第4号】	22	説明会資料
平成26年8月	柳町小学校教室等増設整備方針案について(説明会時の御質問に対する回答)	【資料第5号】	24	説明会資料
平成26年11月	柳町小学校教室等増設：基本・実施設計			平成26年度補正予算可決
平成26年11月19日	柳町小学校の避難所としての安全を求める請願	【資料第6号】	28	総務区民委員会にて不採択
平成26年11月19日	柳町小学校のより良い教育環境を求める請願	【資料第7号】	30	文教委員会にて採択(本会議の議決結果は不採択)
平成26年11月19日	柳町小学校の児童の教育環境に関する請願	【資料第8号】	32	
平成26年11月19日	文京区立柳町小学校の校舎増築工事に関する請願	【資料第9号】	34	
平成26年11月19日	柳町小学校教室等増設の整備方針に再考を求める請願	【資料第10号】	36	
平成26年12月4日	柳町小学校教室等増設整備方針について	【資料第11号】	38	文教委員会資料
平成27年2月6日	柳町小学校が震災時・水害時にも移動せず安心して過ごせる安全な避難所となるよう体育館を含む学校施設の整備を求める請願	【資料第12号】	40	総務区民委員会にて不採択
平成27年2月6日	現在の柳町小学校教室等増設整備方針の中止を求める請願	【資料第13号】	42	文教委員会にて採択(本会議の議決結果は不採択)
平成27年2月6日	柳町小学校整備方針において児童数に見合った校庭面積を求める請願	【資料第14号】	44	
平成27年2月6日	柳町小学校教室等増設整備方針計画の見直しを求める請願	【資料第15号】	46	
平成27年2月6日	現在の柳町小学校教室等増設整備方針を中止し、やなぎの森を残す増設計画への変更を求める請願	【資料第16号】	48	
平成27年3月	柳町小学校教室等増設：(1)基本・実施設計、(2)増築工事費、(3)調査費、(4)事務費			平成27年度当初予算可決
平成27年6月8日	子どもたちの体力向上と心身の健康のために校庭の広さを維持するよう、現在の整備方針の再検討を求める請願	【資料第17号】	50	文教委員会にて採択
平成27年6月8日	柳町小学校整備方針において文部科学省の定める校庭面積の確保を求める請願	【資料第18号】	52	
平成27年6月8日	現在の柳町小学校教室等増設整備方針において、工事中及び工事完成後、児童が安心・安全に使用できる校庭を求める請願	【資料第19号】	54	
平成27年6月8日	現在の柳町小学校教室等増設整備において、新校舎の建設位置の再検討を求める請願	【資料第20号】	56	
平成27年7月18日	文京区立柳町小学校増築基本設計説明会	【資料第21号】	58	説明会資料
平成27年7月27日	文京区立柳町小学校増築基本設計について	【資料第22号】	68	文教委員会資料
平成27年9月3日	柳町小学校の校舎に関する請願	【資料第23号】	76	文教委員会にて不採択
平成27年9月25日	文京区立柳町小学校増築工事計画および既存校舎一部解体工事説明会	【資料第24号】	78	説明会資料
平成27年11月6日	柳町小学校校舎増築に関する区長への要望	【資料第25号】	93	全会派幹事長からの要望書
平成27年12月3日	柳町小学校教室対策等協議会の設置について	【資料第26号】	94	文教委員会資料

文京区立柳町小学校教室等増設検討委員会
報 告 書

平成 26 年 7 月

文京区立柳町小学校教室等増設検討委員会

目 次

1	はじめに	1p
	(1) 教室増設の必要性	
	(2) 教室増設への対応について	
	(3) 旧整備方針案について	
2	柳町小学校教室等増設検討委員会について	2p
3	整備方針案の検討	2p
	(1) 検討の前提条件	
	(2) 施設整備に係る条件の確認・整理について	
	(3) 整備方針案	
4	仮校舎について	3p
5	既存校舎への対応について	3p
6	教室等増設のスケジュール	3p
7	整備方針案の増築位置及びスケジュールについて	4p

1 はじめに

(1) 教室増設の必要性

文京区教育委員会（以下、「区教委」という。）では、平成24年10月、区立小学校の児童数について「今後の将来需要を精査していく必要があるため、早急に関係機関による検討を開始する」とし、これを受けて、平成24年11月に文京区立小学校教室対策検討委員会を設置し、検証を行った。

柳町小学校については、「文京区立小学校教室対策の検討結果報告（平成25年5月）」において「近年、通常の学級の在籍児童数が伸び始め、学級数も増えている状況にあり、通学区域内の就学前の年齢別人口の状況からこの傾向が当面は続くと考えられる。しかしながら、既存校舎内において既に普通教室への転用を進めているため、今後の将来需要に対応する教室数を確保していくことは極めて困難であり、早急に抜本的な対策を行う必要がある」とされた。

具体的には、普通教室が平成25年度に10教室のところ、平成27年度には4教室、平成31年度には5教室不足する見込みとなった。

学級数推計								35人学級拡大の場合
年度	25	26	27	28	29	30	31	31
推計	10	12	14	14	14	14	15	18

※平成25年5月時点の推計。ただし、平成25年度は平成25年4月現在の、平成26年度は平成26年4月現在の実際の学級数と推計値が一致している。

(2) 教室増設への対応について

平成25年5月の報告を受け、平成25年7月に、区教委において「柳町小学校の教室対策について（整備方針案）」（以下、「旧整備方針案」という。）を作成した。この中では、平成26年度の必要教室数（12教室）については、既存校舎の改修、転用に対応するが、平成27年度以降に不足する教室については増築により確保することが必要とされ、増築プラン（案（プール部分を活用）、参考案A（道路側の植栽部分を活用）及び参考案B（体育館部分とプール部分を活用））3案を提示した（【資料第3号】参照）。

(3) 旧整備方針案について

平成25年7月17日、7月22日及び8月3日に区民説明会を行い、併せて平成25年7月11日から8月5日まで意見募集を行った。また、9月7日に保護者説明会を実施した。ただ、旧整備方針案については、最終的に区民・保護者の合意を得ることができなかった。

その結果、区民からの意見聴取等や学校の意見等を踏まえ、区教委から柳町小学校保護者あて平成25年10月22日付「柳町小学校の教室対策に関する今後の対応について」により、旧「整備方針案については、今後、更にていねいな意見調整が必要と考えられる」ため、「(1)柳町小学校の教室対策については、学校関係者、町会等地域関係者、学識経験者及び行政からなる新たな会議体を設置し、検

討する。(2)平成27年4月時点の教室対策は、仮校舎により教室を確保することで対応する。」ことを通知した。

2 柳町小学校教室等増設検討委員会について

こうしたことから、平成25年11月14日教育長決定25文教教学第565号「柳町小学校教室等増設検討委員会設置要綱」(【資料第1号】。以下、「要綱」という。)に基づき、整備方針案を検討することを目的として、柳町小学校教室等増設検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置した。検討委員会においては、増設教室等の基本的な事項に関すること、工事期間中の仮校舎に関すること及びその他委員会が必要と認める事項に関することを検討し、教育長に報告することとした。

なお、本検討委員会の設置については、区教委から柳町小学校保護者あて平成25年11月18日付「柳町小学校等教室等増設検討委員会の設置について」により通知した。

3 整備方針案の検討

(1) 検討の前提条件

既存校舎は、改築・大規模改修をする段階には至っていないと考えられることから、教室等の増設を前提に検討する。

(2) 施設整備に係る条件の確認・整理について

施設整備に当たっては、法令に基づき算出した整備資格面積である1,420㎡程度を教室等増設規模とする(育成室の面積は、含まない)。また、当該面積の範囲内で必要教室等(1教室当たり縦8m×横8m程度)を確保する。

設備については、増築校舎にエレベーターを設置し、バリアフリー仕様に努め、また、学校全体の安全管理や職員室からのアクセス等に配慮する。

増築校舎建設中の諸条件としては、体育館を常時使用できるようにし、また、工事中の子どもたちの教育環境及び近隣への影響を少なくすることと共に工期の短縮に努める。

さらに、校庭の面積をなるべく狭くならないように増築校舎を設置するよう努める。

なお、育成室については、児童数の推移(予測)から平成27年度以降現在の2育成室では対応しきれないため、第3育成室(1教室、縦8m×横8m程度)を新設する。

(3) 整備方針案

(1)及び(2)の諸条件及び学校・PTA選出委員からの要望を総合的に考慮し、校舎を増築する。

<教室等増設規模>

- ① 整備資格面積内で3階建てとする。
- ② 将来需要の推計に基づき必要となる普通教室6教室を整備する。
- ③ 教育環境確保のための必要教室等として少人数教室・教育相談室・特別支

援教室・会議室・職員室の拡充等 6.25 教室を整備する。

④ 育成室 1 教室分を増設する。

⑤ 工事に干渉する既存校舎内の図書室・理科室・音楽室等 7 教室分の整備を行う。

⑥ その他の必要教室について、増設教室を活用すること等により対応する。

<増築位置及び自然との共生等>

柳町小学校教室等増設イメージ（【資料第 4 号】）の位置に校舎を増築する。ただし、植栽部分の重要性を考慮し、増築に伴い工事の影響を受ける植栽・池を新たに整備するとともに、増築校舎へ屋上緑化・太陽光発電を設置し、環境負荷の低減と自然との共生に対応した施設とする。

4 仮校舎について

平成 27 年度から不足する教室対応として、【資料第 5 号】の位置に仮校舎を設置する。

5 既存校舎への対応について

前述の増築工事とは別に区教委において、既存校舎への対応として、快適化工事（普通教室の内装改修、廊下・階段の床補修及びトイレ等水回りの改修など）・給食室改修工事を予定している。

なお、快適化工事の実施時期は、平成 27 年度から 30 年度の間に対象校 18 校の全体スケジュールを勘案することとされている。また、給食室改修工事は、平成 29 年 7～12 月に予定している。

6 教室等増設のスケジュール

教室等増設のスケジュールについて、仮校舎は平成 27 年 4 月から、増築校舎は平成 29 年 4 月から使用できるように整備を進める。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
仮校舎	設計・工事等	使用開始		解体		
増築校舎	設計等		工事	使用開始		

7 整備方針案の増築位置及びスケジュールについて

次のような理由から、柳町小学校 PTA 選出委員とは意見の一致を見なかった。

柳町小学校 PTA 選出委員から、整備方針案の位置について、学校、保護者、地域でとても大切にしてきた「柳の森」の位置に校舎を増築することは、検討委員会設立以前から課題があるので敬遠されてきたため、地域、保護者、学校に納得できる合理的な理由を示して欲しいという要望があった。また、位置については、削除して欲しいという考えが開陳された。

整備方針案のスケジュールについても、削除して欲しい旨の意見が提出された。

なお、既存校舎が検討事項の対象にならないという前提が違うのではないかと
いう意見も開陳された。

柳町小学校教室等増設検討委員会設置要綱

25文教教学第565号平成25年11月14日教育長決定

(目的)

第1条 柳町小学校の教室不足対策について、整備方針案を検討することを目的として、柳町小学校教室等増設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、既存校舎については、改築・大規模改修をする段階には至っていないと考えることから、教室等の増設を前提に検討する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- 一 増設教室等の基本的な事項に関すること。
- 二 工事期間中の仮校舎に関すること。
- 三 その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員、アドバイザー及び事務局は、以下の通りとする。

委員 教育推進部長、教育推進部教育改革担当課長、教育推進部学務課長、教育推進部教育指導課長、企画政策部企画課長、男女協働子育て支援部児童青少年課長、施設管理部施設管理課長（技術）、礪川地区町会連合会会長、青少年対策礪川地区委員会会長、小学校PTA連合会会長、柳町小学校校長及び副校長、柳町小学校PTA会長及び副会長（1名）

アドバイザー 学識経験者（学校建築）

事務局 学務課

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から、第2条に定める事項を報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育推進部長とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、企画政策部企画課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 3 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育推進部学務課において処理する。

付 則

この要綱は、平成25年11月14日から施行する。

文京区立柳町小学校教室等増設検討委員会 委員名簿

任期：平成25年11月26日から平成26年6月4日まで

役職	氏名	所属
委員長	藤田 恵子	教育推進部長の職にある者 (～平成26年3月)
	田中 芳夫	教育推進部長の職にある者 (平成26年4月～)
副委員長	久住 智治	企画政策部企画課長の職にある者 (～平成26年3月)
	竹越 淳	企画政策部企画課長の職にある者 (平成26年4月～)
委員	熱田 直道	教育推進部教育改革担当課長の職にある者
	竹田 弘一	教育推進部学務課長の職にある者
	北島 陽彦	教育推進部教育指導課長の職にある者
	木幡 光伸	男女協働子育て支援部児童青少年課長の職にある者 (～平成26年3月)
	工藤 真紀	男女協働子育て支援部児童青少年課長の職にある者 (平成26年4月～)
	鵜沼 秀之	施設管理部施設管理課長の職にある者
	鷹田 芳郎	礪川地区町会連合会会長の職にある者
	豊泉 久子	青少年対策礪川地区委員会会長の職にある者 (～平成26年5月)
	中島 正一	青少年対策礪川地区委員会会長の職にある者 (平成26年6月)
	原 廣介	小学校PTA連合会会長の職にある者 (～平成26年5月)
	鴻瀬 太郎	小学校PTA連合会会長の職にある者 (平成26年6月)
	松本絵美子	文京区立柳町小学校校長の職にある者
滝澤 智	文京区立柳町小学校副校長の職にある者	

【資料第2号】

委員	前嶋 浩文	文京区立柳町小学校PTA会長の職にある者 (~平成26年4月)
	上原 裕之	文京区立柳町小学校PTA会長の職にある者 (平成26年5月~)
	上原 裕之	文京区立柳町小学校PTA副会長の職にある者 (~平成26年4月)
	石澤 正	文京区立柳町小学校PTA副会長の職にある者 (平成26年5月~)
アドバイザー	長澤 悟	東洋大学教授 (株式会社教育環境研究所所長)

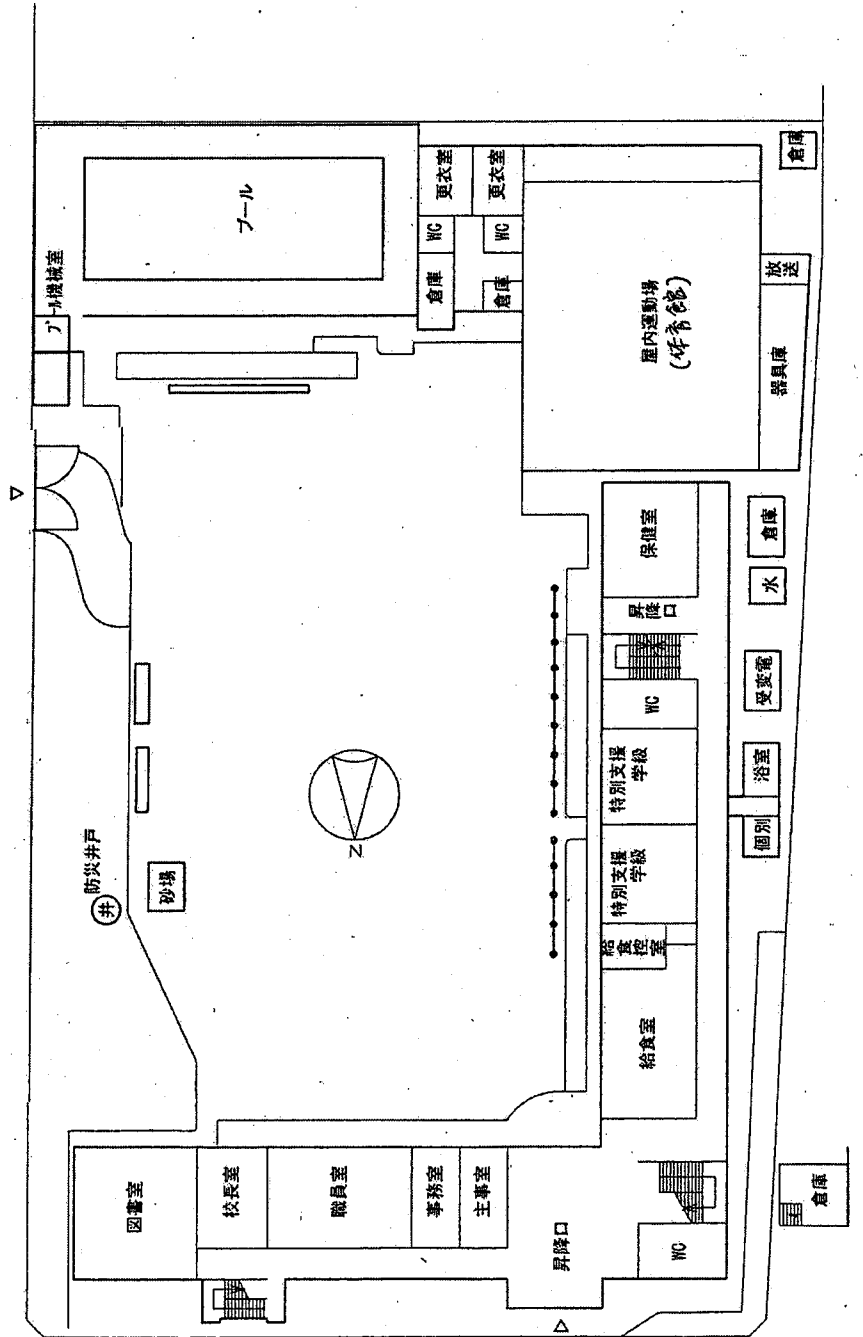
柳町小学校の増築について（整備方針案の比較）

1 前提条件

- (1) 増築部分に普通教室9教室分を確保する。
- (2) 既存校舎とのアクセスを確保する。

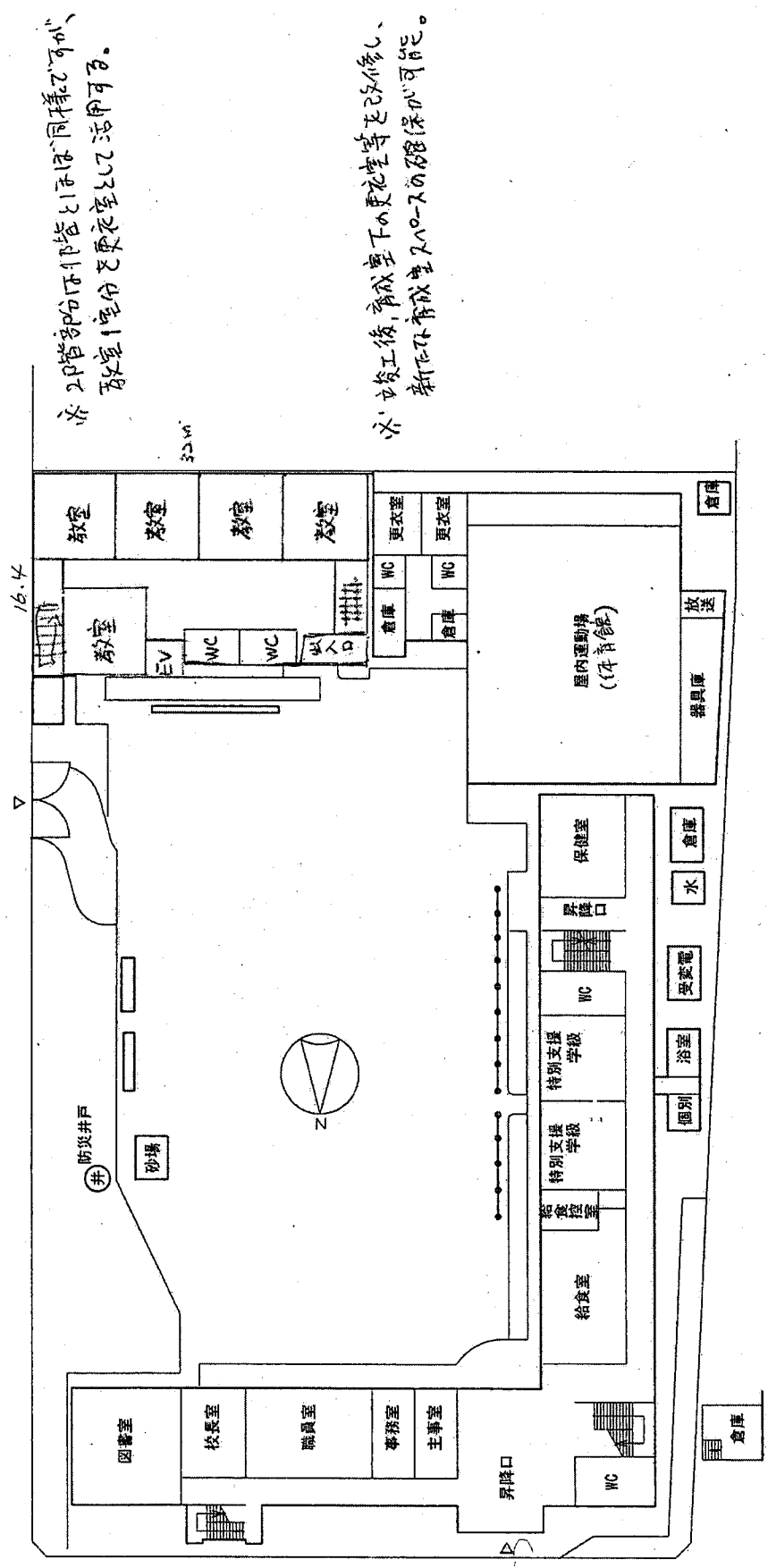
2 増築プラン

案	プール部分を活用（教室とプールを合築）	参考案A 道路側の植栽部分を活用（教室を増築）	参考案B 体育館部分とプール部分を活用（教室を増築、プールと体育館を合築）
	<p>工事費見込み 5～6億円 平成28年3月</p> <p>工期見込み</p> <p>メ リ ット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の教育環境への影響が小さいほか、校庭や植栽等、既存の教育環境を維持したうえで施設整備ができる。 ・ 竣工後、育成室下の更衣室等を改修することで、新たな育成室スペースを確保できる。 	<p>工事費見込み 3～4億円 平成27年9月</p> <p>工期見込み</p> <p>メ リ ット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の教育環境への影響を最小限にできる。 ・ 既存校舎と隣接するため、アクセスが良い。 ・ 夏季の学校のプール使用に影響がない。 ・ 工事費が比較的安価で工期も短い。 	<p>工事費見込み 9～10億円 平成29年3月</p> <p>工期見込み</p> <p>メ リ ット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存校舎と隣接するため、アクセスが良い。 ・ 体育館とプールを更新することで、将来的な教育環境の向上につながる。 ・ 増築部分に新たな育成室スペースを確保できる。
	<p>デ メ リ ット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存校舎との間に体育館が存在するため、アクセスが良くない。 ・ 27年度の夏季は学校のプールが使用できない。 	<p>デ メ リ ット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校庭が狭くなる。 （現況の植栽より約5メートル張り出す） ・ 植栽を伐採するため、敷地内の緑が失われる。 ・ 新たな育成室スペースの確保が困難である。 	<p>デ メ リ ット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校庭が狭くなる。 （現況のプールより約10メートル張り出す） ・ 育成室部分を除却するため、仮設育成室が別途必要となる。 ・ 工事期間中、校庭、プール及び体育館が使用できない。 ・ プールと体育館の解体、新しい校舎、体育館及びプールの工事が必要なため工期が長くなり、工事費も嵩む。
評価	<p>既存校舎とのアクセスの面は良くないが、校庭の面積確保や貴重な緑である植栽等、既存の教育環境が保存できる等のメリットがある。</p> <p>また、工事中の教育環境への影響は小さく、プールへの対応は近隣校施設の活用が可能である。</p>	<p>既存校舎とのアクセスの面やコスト等でのメリットはあるが、校庭が約160㎡狭くなること、貴重な緑である植栽を大幅に削る必要があること、新たな育成室スペース確保が困難なこと等のデメリットがある。</p> <p>工事中の教育環境への影響が最も小さい。</p>	<p>体育館とプールが更新されることや、既存校舎へのアクセスの面でメリットはあるが、校庭が約400㎡狭くなり、教育環境に与える影響が大きい。</p> <p>工期が長くなり、教室不足の期間がさらに1年長くなること、校庭・体育館・プールが工事中使用できないため体育の授業や学校行事に多大な支障が生じる。</p>

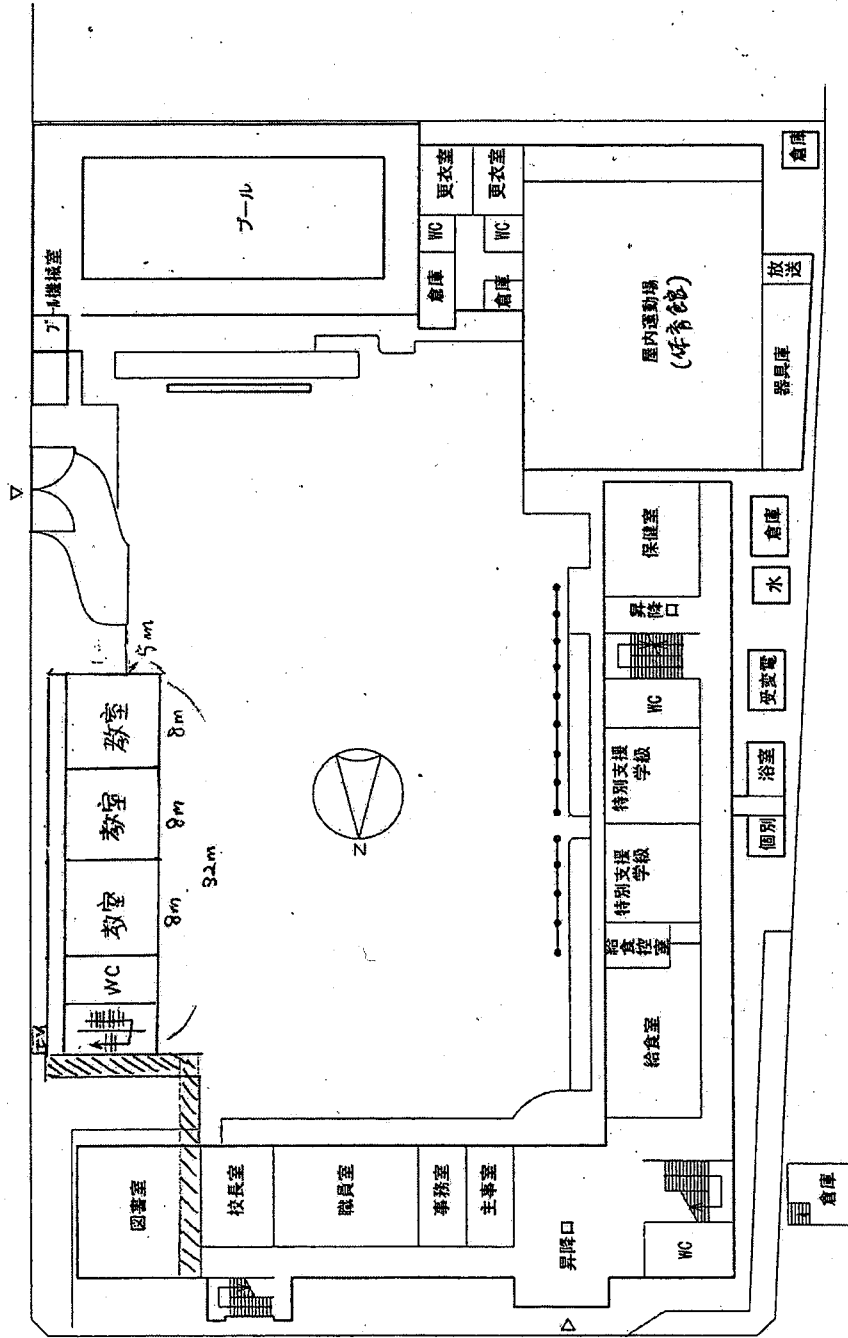


校舎配置図、1階平面図 S=1/600

柳町小学校 案 イメージ図 現在のプールの位置に1・2階教室、3階プールを建設

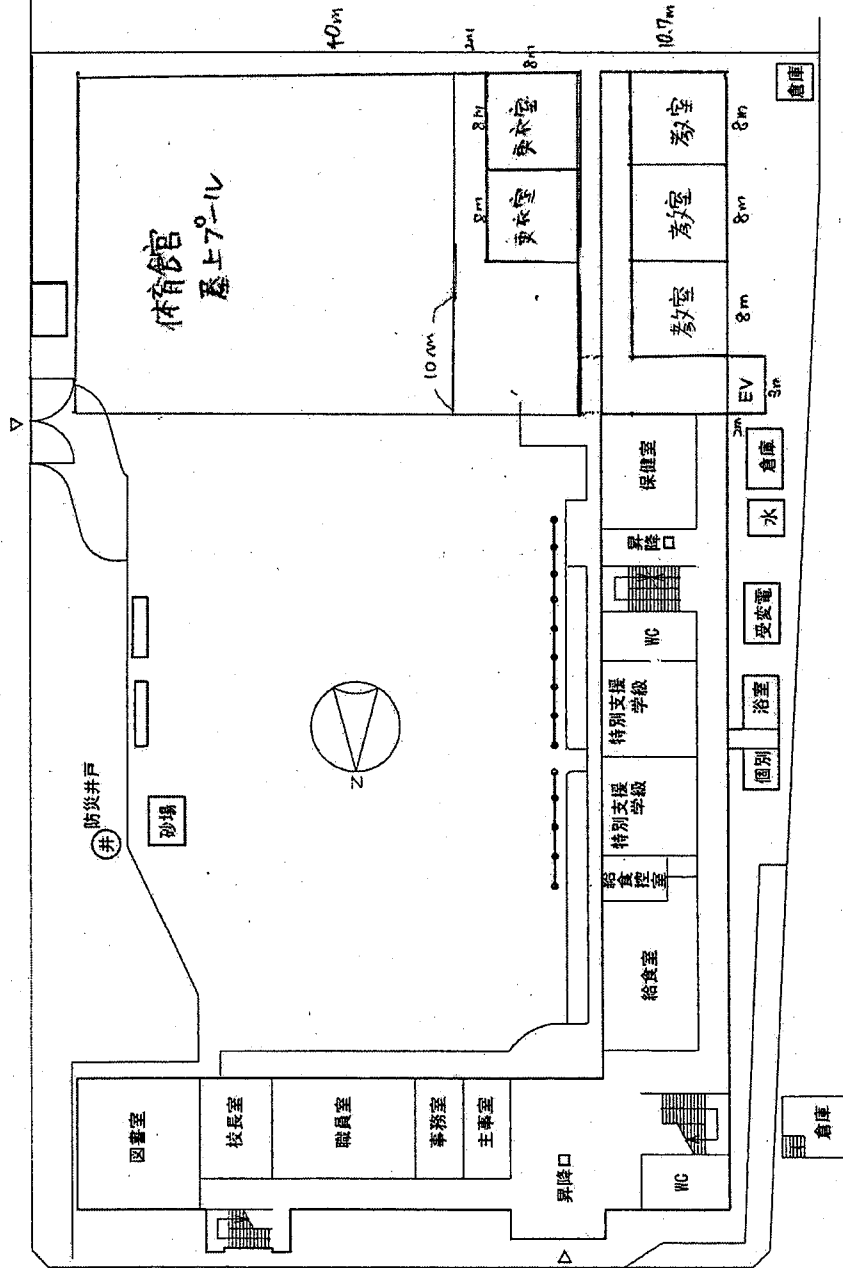


校舎配置図、1階平面図 S=1/600



校舎配置図、1階平面図 S=1/600

現在の体育館の位置に3階建の教室、現在のプールの位置に1～2階体育館、3階プールを建設



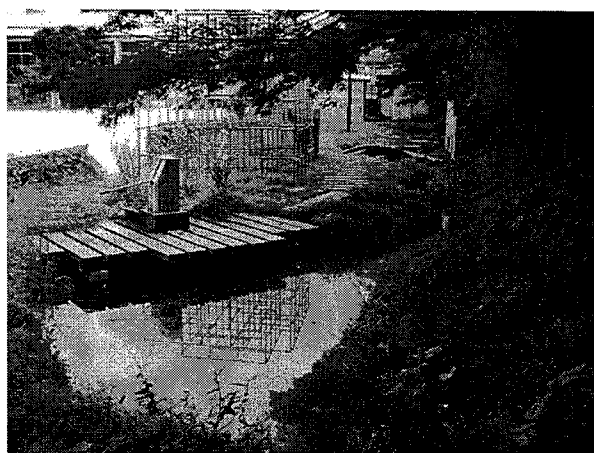
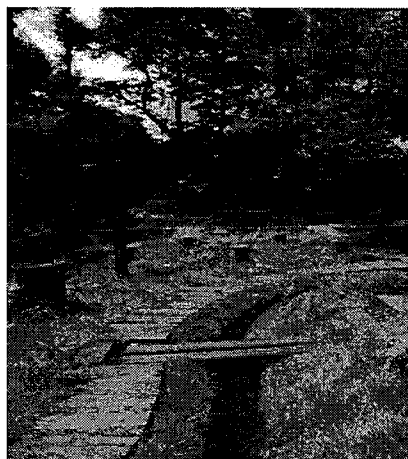
※ 体育館2階部分に、育成室スペース確保が可能。

校舎配置図、1階平面図 S=1/600

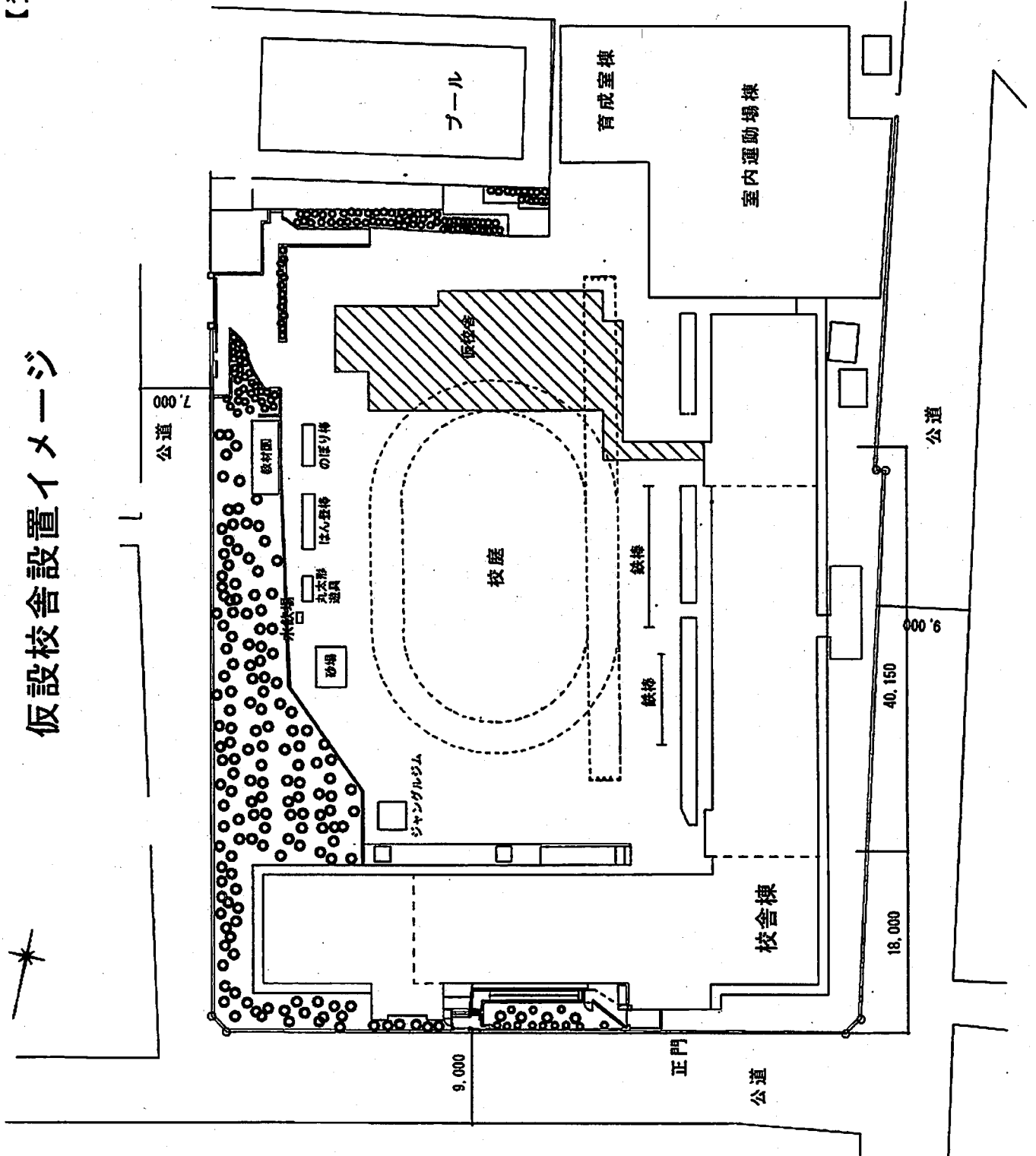
柳町小学校教室等増設イメージ



新たに整備する植栽・池のイメージ① 新たに整備する植栽・池のイメージ②



仮設校舎設置イメージ



柳町小学校教室等増設検討委員会開催経過

	開催日	検討内容
第1回	11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会の運営等について ・検討委員会設置までの経緯について ・増設教室等について
第2回	12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・柳町小学校教室等増設整備資格面積について ・増設教室等について ・施設整備に係る条件の確認・整理について
第3回	1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・柳町小学校教室増築の諸施設に関する要望書について
第4回	2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎新設に係る要望事項について ・仮校舎設置（案）について
第5回	5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・柳町小学校教室等増設整備方針案について
第6回	6月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）について

柳町小学校教室等増設整備方針案について

1 教室等増設の背景及び検討の経緯

平成 25 年 7 月から 9 月にかけて、柳町小学校の教室不足に対応するため、教育委員会として増築プランを提示し、保護者・区民の方への説明会・意見聴取を行ったところ、様々な意見が寄せられ、合意を得ることができなかった。そこで、同年 11 月、柳町小学校の教室不足対策について、整備方針案を検討することを目的として柳町小学校教室等増設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、教室等の増設を前提に平成 26 年 6 月まで検討を行い、同年 7 月、報告書が提出された。

2 整備方針案の検討

PTA 案の検討や報告書における整備方針案の検討経緯などについて意見が寄せられており、これらも含め報告書について検討した。

まず、柳町小学校 PTA から教室不足対応と併せ体育館とプールを更新する案が提案されているが、教育委員会としての見解は次のとおりである。

- ① この度の整備の目的は不足する教室の増設であり、体育館とプールを現時点で更新する必要がないこと。
- ② 現在の校舎と体育館の築年数は概ね 50 年であることから、将来の改築時期において、同時期に改築した方が多様な改築プランを採用することができること。
- ③ PTA 案では工期が 4 年以上となり、校庭が狭くなる期間や仮校舎使用期間など、在籍する子どもたちやこれから入学する子どもたちへの影響が大きいこと。
- ④ 将来の改築時期においても、仮校舎設置等で植栽部分を活用する可能性が考えられること。
- ⑤ 整備資格面積（1,420 m²）を大幅に超えた案であり、財源対策が考慮されていないこと。

以上のこと及び「老朽化した学校施設の改築・改修については、施設の状況による緊急度等を考慮し、適切に順次実施」するという文京区教育振興基本計画との整合性から PTA 案は採用できない。

次に、報告書における整備方針案の検討経緯についての見解は次のとおりである。

- ① プール部分を活用する旧整備方針案（9 教室分を整備）策定時に比べ、検討委員会での検討により、増築の際に求められる機能（普通教室以外に少人数教室、教育相談室、特別支援教室、会議室及び職員室の拡充など）及び増築工事に干渉する既存校舎部分の整備を合わせ、合計 20.25 教室分（増築部分は 13.25 教室分）を新たに整備する必要が生じたこと。
- ② 体育館とプールの更新は、大規模改修にあたるとともに、将来の校舎全体の改築時期には、仮校舎設置場所の課題があること、幼稚園の敷地も一体的に活用するような改築プランができなくなるなど、大きな制約になること。

- ③ 前述の旧整備方針案については、既存校舎とつながっていないため、学校全体のアクセスが悪く、バリアフリー化の課題が残り、また、上記①を具現化することが困難であること。
- ④ これらのことから、増築校舎は植栽部分又は校庭内が考えられること。
- ⑤ ④の両者を比較し、完成後の校庭の広さを考えた場合、上記①を具現化するには、植栽の位置に増築し、また、校庭内に仮校舎を設置することが適切であること。
- ⑥ 植栽部分については貴重な資源と認識し、可能な限り植栽を残すとともに、新たに子どもたちが緑に触れ合えるビオトープを整備するなど、学校全体の緑の再整備を行うこと。

これらのことから教育委員会は、学校及び PTA からの要望を可能な限り採用し、早期に教育環境が整備できる報告書の整備方針案が適切であると判断し、下記のとおり策定する。

3 整備方針案

- 別紙（柳町小学校教室等増設イメージ）の位置に校舎を増築する。
- 整備資格面積（1,420 m²）を確保し、3階建てとする。
- 増築校舎にエレベーターを設置し、既存校舎と増築校舎をつなげることにより、学校全体のアクセスをよくするとともにバリアフリー化を進める。
- 将来需要に基づく必要な普通教室を6教室整備する。
- 教育環境確保のため、少人数教室、教育相談室、特別支援教室、会議室、教材・教具室、物品倉庫及び職員室の拡充など6.25教室整備する。
- 図書室・理科室・音楽室をリニューアルする。
- 育成室を1室増設する。
- 仮校舎使用期間及び増設校舎建築工事期間をできるだけ短縮する。
- 仮校舎は平成27年4月、増築校舎は平成29年4月から使用できるように整備を進める。

なお、植栽と池の部分の重要性を考慮し、可能な限り植栽を残すとともに工事の影響を受ける植栽を移植する。また、新たにビオトープ（別紙イメージを参照のこと。）を整備し、学校全体の緑の再整備を行う。さらに、増築校舎に屋上緑化・太陽光発電を設置し、環境負荷の低減と自然との共生に対応した施設とし、子どもたちの自然体験活動、環境教育をさらに充実させる。

4 既存校舎への対応について

快適化工事（普通教室の内装改修、廊下・階段の床補修及びトイレ等水回りの改修など）を平成27年度から30年度までの間に、また、給食室改修工事を平成29年7～12月に予定している。

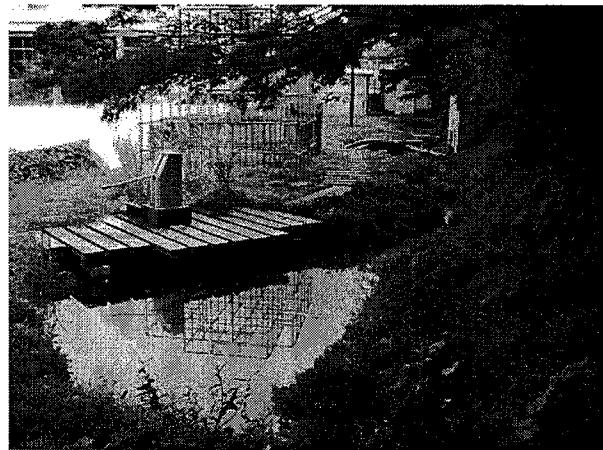
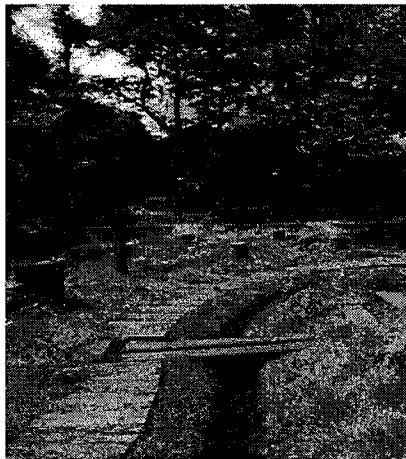
5 今後の対応

7月中 保護者・地域等へ説明

柳町小学校教室等増設イメージ



新たに整備する植栽・池のイメージ① 新たに整備する植栽・池のイメージ②



柳町小学校教室等増設に伴う仮校舎について

1 教室等増設の背景及び検討の経緯

平成 25 年 7 月から 9 月にかけて、柳町小学校の教室不足に対応するため、教育委員会として増築プランを提示し、保護者・区民の皆様への説明会・意見聴取を行ったところ、様々な意見を寄せられ、合意を得ることができなかつた。そこで、同年 11 月、柳町小学校の教室不足対策について、整備方針案を検討することを目的として柳町小学校教室等増設検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置し、教室等の増設を前提に平成 26 年 6 月まで検討を行い、同年 7 月、報告書が提出された。

2 仮校舎について

検討委員会の報告書を踏まえ、平成 27 年度に不足する教室対策のため、平成 26 年 10 月から設置工事を開始し、以下のとおり仮校舎を整備する。

○整備内容

合計 6 教室を整備する。

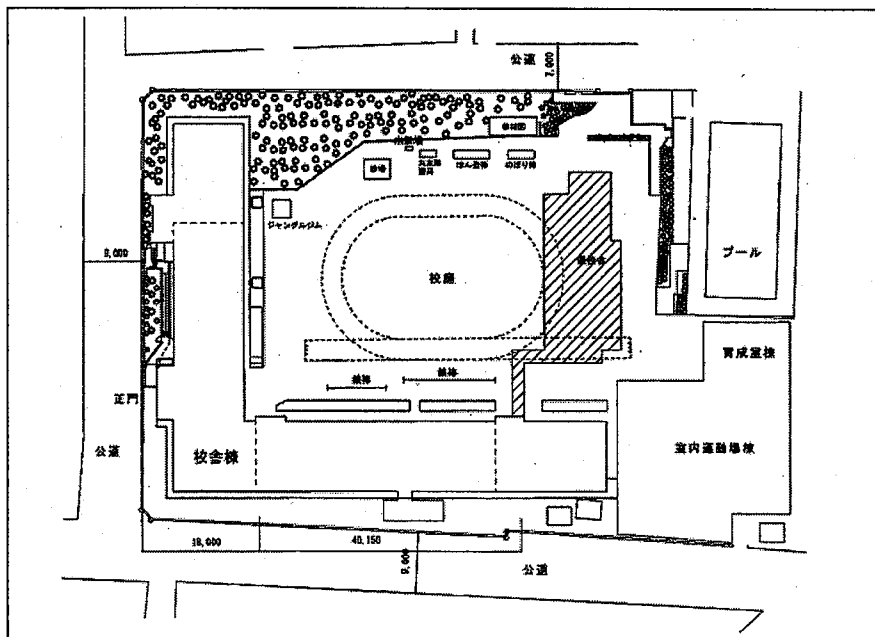
仮校舎 1 階

	教室数	内 訳
普通教室	2 教室	
その他	1 教室	備蓄倉庫
小計	3 教室	

仮校舎 2 階

	教室数	内 訳
育成室	1 教室	(仮称) 第三育成室
その他	2 教室	PTA 会議室 0.5 教室、特別支援教室 0.5 教室、 学校用予備教室 1 教室
小計	3 教室	

○整備位置



柳町小学校教室等増設整備方針案について

1 教室等増設の背景及び検討の経緯

平成 25 年 7 月から 9 月にかけて、柳町小学校の教室不足に対応するため、教育委員会として増築プランを提示し、保護者・区民の方への説明会・意見聴取を行ったところ、様々な意見が寄せられ、合意を得ることができませんでした。そこで、同年 11 月、柳町小学校の教室不足対策について、整備方針案を提示し、同年 7 月、報告書が提出されました。設置し、教室等の増設を前提に平成 26 年 6 月まで検討を行い、同年 7 月、報告書が提出されました。

2 整備方針案の検討

PTA 案の検討や報告書における整備方針案の検討経緯などについて意見が寄せられており、これらも含め報告書について検討しました。
また、柳町小学校 PTA から教室不足対応と併せて体育館とプールを更新する案が提案されており、教育委員会としての見解は次のとおりです。

- ① この度の整備の目的は不足する教室の増設であり、体育館とプールを現時点で更新する必要はありません。
- ② 現在の校舎と体育館の築年数は概ね 50 年であることから、将来の改築時期において、同時に改築した方が多様な改築プランを採用することができま。
- ③ PTA 案では工期が 4 年以上となり、校庭が狭くなる期間や仮校舎使用期間など、在籍する子どもたちやこれから入学する子どもたちへの影響が大きくなります。
- ④ 将来の改築時期においても、仮校舎設置等で植栽部分を活用する可能性が考えられます。
- ⑤ 整備資格面積 (1,420㎡) を大幅に超えた案であり、財源対策が考慮されておられません。
- ⑥ 以上のこと及び「老朽化した学校施設の改築・改修については、施設の状態による緊急度等を考慮し、適切に順次実施」という文京区教育振興基本計画との整合性から PTA 案は採用できません。

次に、報告書における整備方針案の検討経緯についての見解は次のとおりです。

- ① プール部分を活用する旧整備方針案 (9 教室分を整備) 策定時に比べ、検討委員会での検討により、増築の際に求められる機能 (普通教室以外に少人数教室、教育相談室、特別支援教室、会議室及び職員室の拡充など) 及び増築工事に干渉する既存校舎部分の整備を合わせ、合計 20.25 教室分 (増築部分は 13.25 教室分) を新たに整備する必要があります。
- ② 体育館とプールの更新は、大規模改修にあたることも、将来の校舎全体の改築時期には、仮校舎設置場所の課題があること、幼稚園の敷地も一体的に活用するよう改築プランができなくなるなど、大きな制約になります。
- ③ 前述の旧整備方針案については、既存校舎とつながっていないため、学校全体のアクセスマスク、ハリアフリー化の課題が残り、また、上記①を具現化することが困難です。
- ④ これらのことから、増築校舎は植栽部分又は校庭内が考えられます。
- ⑤ ④の両者を比較し、完成後の校庭の広さを考えた場合、上記①を具現化するには、植栽の位置に増築し、また、校庭内に仮校舎を設置することが適切です。
- ⑥ 植栽部分については貴重な資源と認識し、可能な限り植栽を残すとともに、新たに子どもたちが緑に触れ合えるピオトープを整備するなど、学校全体の緑の再整備を行います。

これらのことから教育委員会は、学校及び PTA からの要望を可能な限り採用し、早期に教育環境を整備できる報告書の整備方針案が適切であると判断し、策定しました。

3 整備方針案

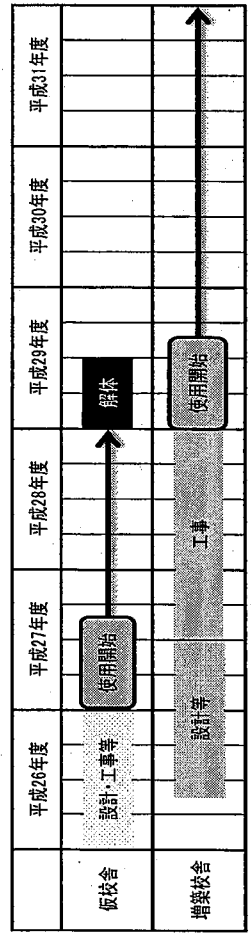
- 裏面「6 増築校舎について」の位置に校舎を増築します。
- 整備資格面積 (1,420㎡) を確保し、3 階建てとします。
- 増築校舎にエレベーターを設置し、既存校舎と増築校舎をつなげることで、学校全体のアクセスをよくするとともにハリアフリー化を進めます。
- 将来需要に基づき必要な普通教室を 6 教室整備します。
- 教育環境確保のため、少人数教室、教育相談室、特別支援教室、会議室、教材・教員室、物品倉庫及び職員室の拡充など 6.25 教室整備します。
- 図書室・理科室・音楽室をリニューアルします。
- 育成室を 1 室増設します。
- 仮校舎使用期間及び増設校舎建設工事期間をできるだけ短縮します。
- 仮校舎は平成 27 年 4 月、増築校舎は平成 29 年 4 月から使用できるように整備を進めます。

なお、植栽と池の部分の重要性を考慮し、可能な限り植栽を残すとともに工事の影響を受けられる植栽を移植します。また、新たにピオトープ (裏面「8 イメージ図」を参照してください。) を整備し、学校全体の緑の再整備を行います。さらに、増築校舎に屋上緑化・太陽光発電を設置し、環境負荷の低減と自然との共生に対応した施設とし、子どもたちの自然体験活動、環境教育をさらに充実させます。

4 既存校舎への対応について

快適化工事 (普通教室の内装改修、廊下・階段の床補修及びトイレ等水回りの改修など) を平成 27 年度から 30 年度までの間に、また、給食室改修工事を平成 29 年 7～12 月に予定しています。

5 スケジュールについて



柳町小学校教室等増設整備方針案について（説明会時の御質問に対する回答）

1 今回の説明会の目的

柳町小学校教室等増設整備方針案についての説明会を平成 26 年 7 月 24 日（木）及び平成 26 年 7 月 26 日（土）に行いました。その際、当該整備方針案について、様々な御意見・御質問をいただきました。今回の説明会では、これらの御質問にお応えすることによって、整備方針案の内容について、御理解を深めていただければと思っております。

2 防災面への不安について

東日本大震災の際にガラスが揺れたことを受け、コの字型の校舎になることによる安全性面について御不安がある旨の御意見をいただきました。そこで、民間の設計会社に協力をお願いしつつ、調査した結果をお示しいたします。

まず、前提となる建物の安全性について述べてさせていただきます。柳町小学校の既存校舎の耐震補強工事はすでに終わっております。また、増築校舎は現在の耐震基準の建物となるため、建物についての安全性は当然、確保できるものと認識しております。

また、窓ガラスの破損についてですが、そもそも窓ガラスが地震により破損する仕組みは、地震によって窓枠が変形し、ガラスと窓枠が干渉することで破損します。そのため、建築基準法にて建築物の地上部分について、地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合（層間変位角）が、1/200 以内であることを構造計算により確かめることが規定されています（施行令第 82 条の 2）。そして、窓ガラスの設置に当たっては、シーリング材で柔らかく固定しており、地震による変形を充分吸収できるものとなっております。このため、通常予測しうる地震に対して、ある程度窓ガラスの変形が許容できることから、破損の可能性が低いと考えられます。

それに加え、学校施設においては児童の衝突・物をぶつけて窓ガラスが破損・落下した場合、通常のガラスでは大きな割れかたをします。怪我が非常に心配であるため、学校用強化ガラスを使用しています。学校用強化ガラスは、万一破損した場合でも、強化ガラス特有の粒状の破片（イメージとしては、自動車のフロントガラスが割れたときのような状態になります。）となり、破損による傷害事故が大幅に減少します。さらに、同じ厚さの一般の板ガラスに比べ、3～5 倍の静的強度を持っているため、児童・生徒が誤ってぶつかっても、また、強くもたれかかったとしても破損することはほとんどありません。

そして、もし、万が一ガラスが破損した場合、どのくらい飛散するのかという御質問についてですが、国土交通省の技術的指針によりますと、外壁タイルの例の場合、「建物の高さ×1/2」以上離れれば危害が加えられおそれがないということになっております。

今回の増築校舎は 3 階建て（約 10m）のため、建物の約 5m 以内は飛散する可能性があります。したがって、校庭の真ん中からプール側に避難すれば安全ですが、具体的な避難経路等については、学校に確認しながら適切に対応し、児童や地域住民の安全性を確保したいと考えております。以上のことを、まとめますと、建物の安全性は耐震基準を満たしているため、確保できており、窓ガラスについても破損の可能性が低く、また、万一が破損した場合でも被害を最小限に抑えるつもりでございます。

3 体育館の安全性について

体育館は、昭和 59 年度に耐震改修（新耐震基準）を実施しました。また、建築基準法第 12 条に基づき 3 年に 1 回定期点検を実施しております。さらに、非構造部材（照明器具、窓ガラス、設備機器等）の点検も実施しております。

なお、雨漏りについては、平成 24 年度に工事を実施し、今現在は発生しておりません。

4 風に対する御不安について

コの字型の校舎では、土が巻き上がるつむじ風が発生する可能性が大きいという御意見をいただきました。そこで、つむじ風について、民間の設計会社に協力をお願いしつつ、調査した結果をお示しいたします。まず、つむじ風の定義については、以下のとおりです。

つむじ風とは、4～9 月（暖候期）に太陽光によって地表面が暖められ、地表面付近の大気が暖められることから発生する気象現象です。

そのため、建物形状の変化とつむじ風発生率の関係は不明です。また、地表をスプリングラナーにより冷やすことにより防ぐことも可能です。

なお、区内にコの字型の学校は何校ありますが、そのような事象は発生しておりません。

また、つむじ風とは別に風環境に関する調査を実施しない理由は、東京都環境影響評価条例及び同条例施行規則によると「高層建築物の新築（高さ 100m 超え）」が対象であり、今回の学校増築については該当しないためです。

さらに、東京都環境影響評価技術指針によると、「対象事業において、高さが 60m を超える建築物が建設され、事業計画地の周辺の土地利用状況及び建物状況により風環境への影響が予想される場合」及び「対象事業において、周辺の建築物の平均の高さより 5～6 倍以上高い建築物が建設され、事業計画地の周辺の土地利用状況及び建物状況により風環境への影響が予想される場合」等が環境影響評価の対象となりますが、今回の学校増築については該当しないと考えられます。

※ 環境影響評価（環境アセスメント）とは、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きをいいます。

ちなみに、「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる(1)大気の汚染、(2)水質の汚濁、(3)土壌の汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤の沈下及び(7)悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、この(1)から(7)までの 7 種類は「典型 7 公害」と呼ばれています。つまり、典型 7 公害に風害は含まれておらず、法令上の基準もありません。

以上のことを、まとめますと、つむじ風については建物形状との関係については検証不可能一因果関係の立証が困難であり、風環境についての調査は環境アセスメントの対象にならないため実施する必要はないということであり、

5 整備方針案とPTA案の比較表

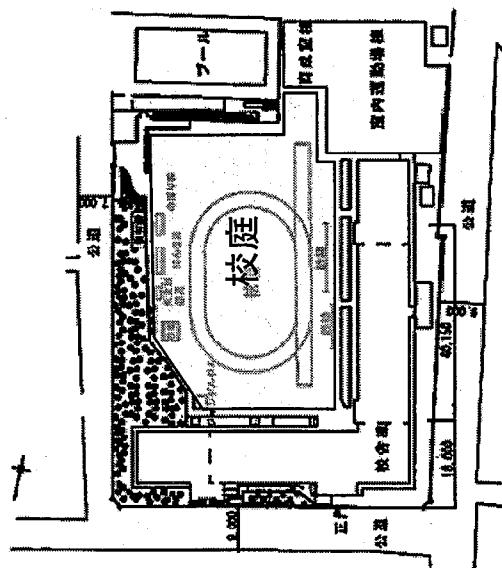
	整備方針案	PTA案(※1) (資料第12号)に基づく推計)	PTA案(※2) (8月18日の説明に基づく推計)
増築位置	植栽部分の活用	体育館・プール部分を活用	体育館・プール部分を活用
工事内容	<ul style="list-style-type: none"> 既存校舎図書室を解体 植栽部分に校舎を増設 既存校舎と増築校舎をつなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> 体育館部分に校舎を増設 プール部分にプールと体育館を更新 既存校舎と増築校舎をつなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> 体育館部分に校舎を増設 プール部分にプールと体育館を更新 既存校舎と増築校舎をつなげます。
基本設計・実施設計・計画通知	約1.5年 既存校舎(図書室)解体、校舎増設 8か月 (H26.10~H27.5)	約1.5年 (H26.10~H28.3)	約1.5年 (H26.10~H28.3)
工期	約4年 I期(約2年) 既存プール・育成室棟解体、新体育館・プール建設 II期(約2年) 既存体育館解体・校舎増設 工事開始 H27.10~ 完成予定 H29.3	約4年 I期(約2年) 既存プール・育成室棟解体、新体育館・プール建設 II期(約2年) 既存体育館解体・校舎増設 工事開始 H28.7~ 完成予定 H32.3	約4年 I期(約2年) 既存プール・育成室棟解体、新体育館・プール建設 II期(約2年) 既存体育館解体・校舎増設 工事開始 H28.7~ 完成予定 H32.3
増築規模	約1,420㎡	増築校舎 約3,100㎡ 体育館棟 約1,900㎡ 計 約5,000㎡	増築校舎 約1,940㎡ 体育館棟 約1,400㎡ 計 約3,340㎡
階数	3階	4階	3階
直接工事費	約7億円	約25億円	約17億円
体育館の使用	常時使用可能	常時使用可能	常時使用可能
工事期間中の校庭(別紙1参照)	約1/3使用可能	約1/3使用可能	約1/3使用可能
プールの使用	使用可能	約2年間使用不可	約2年間使用不可
日照(別紙2参照)	校庭への日照の影響は、少なくて済みます。	校庭の南側に建設されるため、校庭への日照確保が困難となります。	校庭の南側に建設されるため、校庭への日照確保が困難となります。
増築工事完了後の校庭	△約190㎡	—	△約130㎡
その他	<ul style="list-style-type: none"> 出来る限り植栽を残し、新たにピオトープを整備します。 将来の改築の際に多様なプランが考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> 植栽部分を残すことができます。 将来の改築の際にプランが制限されます。 体育館の面積が現在より約130㎡狭くなります(既存の体育館と同規模にする場合は、校庭側に張り出し、その分校庭が狭くなります。) 	<ul style="list-style-type: none"> 植栽部分を残すことができます。 将来の改築の際にプランが制限されます。 3階建てだと、体育館の天井の高さが約6.8mになり、既存体育館の天井の高さ8.5mより約1.7m低くなります。また、空調ダクト類を天井内に収めると、更に天井の高さが低くなります。

※1 検討委員会での資料(資料第12号)を基に推計しました。

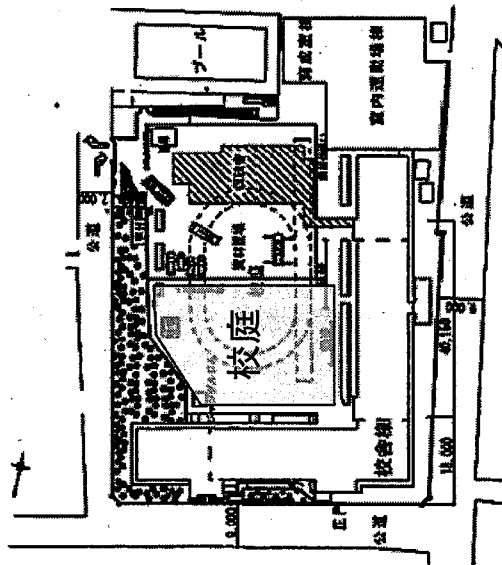
※2 8月18日のPTA等からの説明を基に推計しました。

別紙1 工事期間中の校庭面積について
 工事期間中の校庭は、以下のとおりになります。

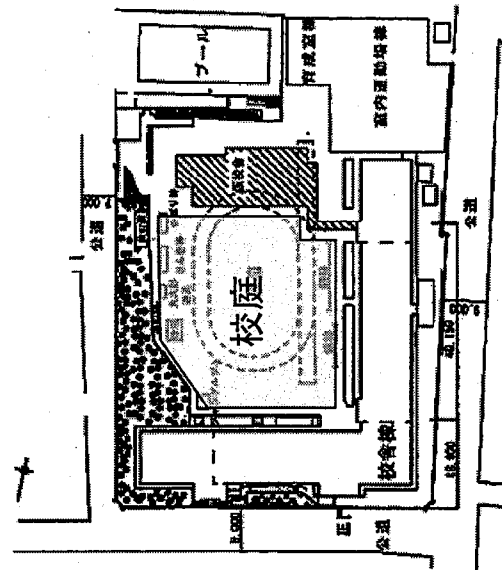
①現状



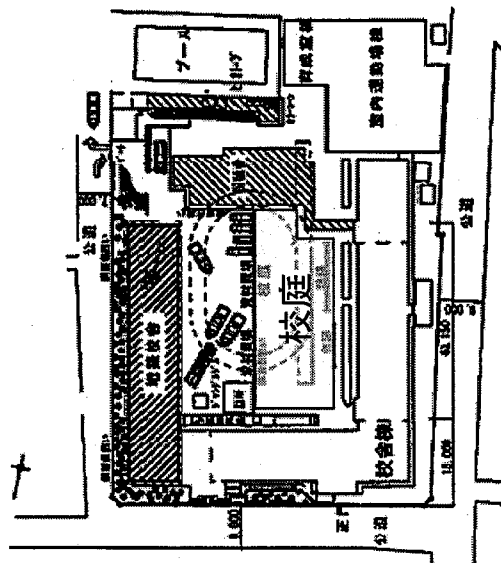
②仮校舎建設中
 H26.10~H27.3



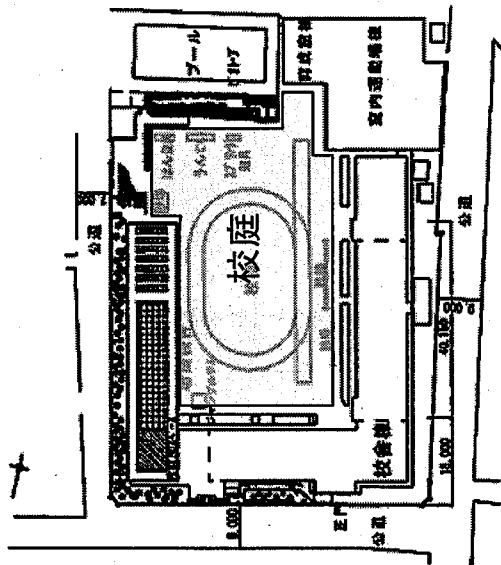
③仮校舎完成後
 H27.4~10



④仮校舎+増築校舎建設中
 H27.10~H29.3



⑤増築完成後
 H29.9~

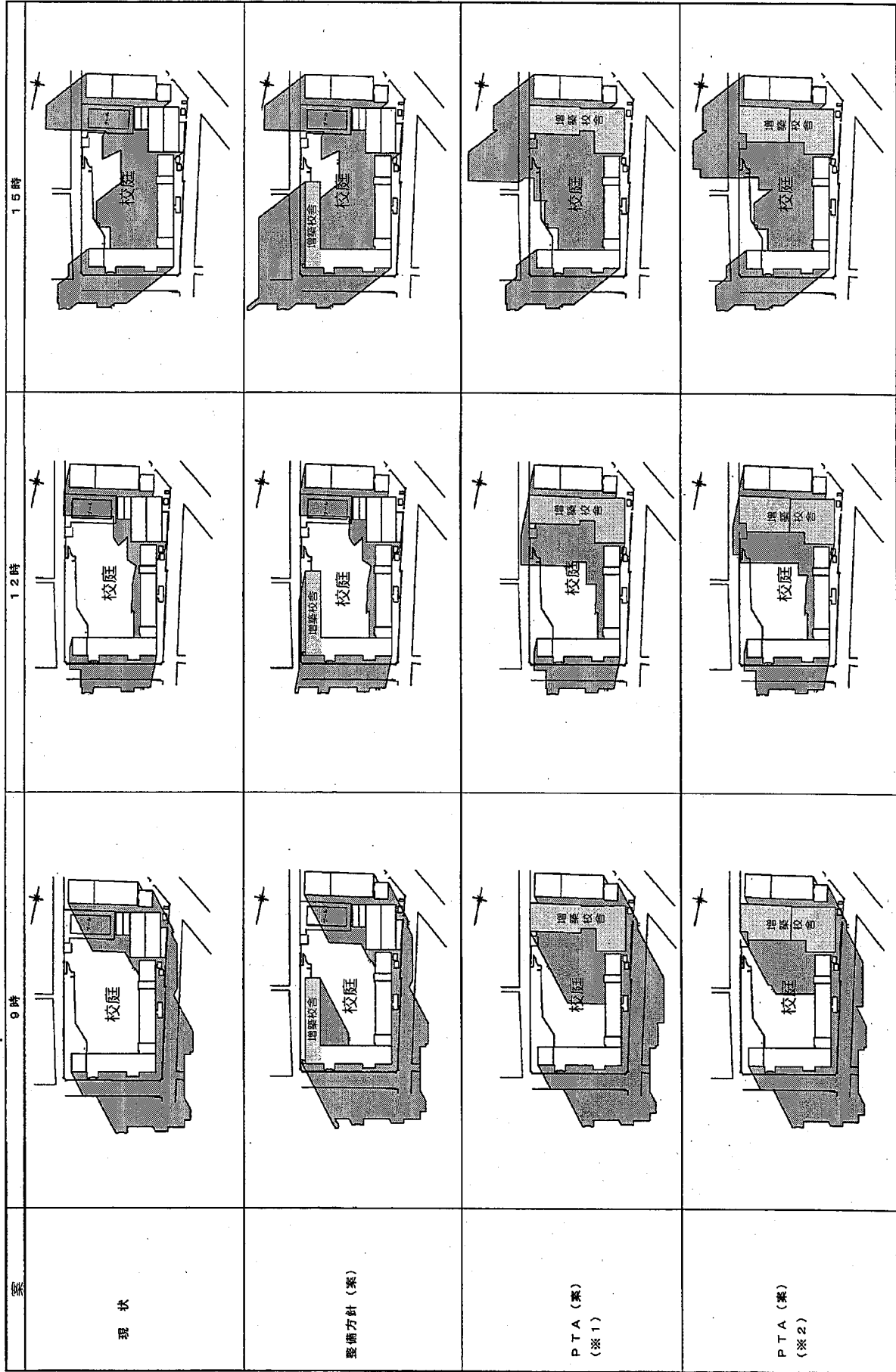


※ ②(仮校舎建設中)の校庭面積は、現状の約半分となります。

※ ④(仮校舎+増築校舎建設中)の校庭面積は、現状の約3分の1となります。
 なお、PTA 案の場所に校舎を増築しても校庭面積は変わりません。

別紙2 日照のイメージ図

冬至の地盤面日影を示したものです(図中グレーの部分)。



※1 検討委員会での資料(【資料第12号】)を基に推計しました。

※2 8月18日のPTA等からの説明を基に推計しました。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成26年11月19日 第42号
件 名	柳町小学校の避難所としての安全を求める請願
請 願 者	文京区白山二丁目18番11号 戸崎町町会 会長 原 武久 外2名
紹介議員	國 枝 正 人 藤原美佐子 板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

近年、大雨台風、火山噴火、地震などが続いております。複合災害が十分あり得る昨今、柳町小学校は水害ハザードマップでは文京区内小中学校で唯一危険地域とされています。防災課からは、水害の危険時は柳町小学校以外の場所へ逃げるように指示されていますが、都市水害は短時間で発生し外へ逃げることに危険が伴うこともあると指摘されていて、校内にいる場合はそのまま待機できることを私たちは望みます。また、震災後、避難所生活中に水害の危険があったときに何処かへ避難しなければ身を守れないようでは、柳町小学校は震災時の避難所として欠陥があり、地域住人として安心して地域に住む事ができません。

柳町小学校に開設される避難所が、他の避難所と同様に水害の危険時にも安全で安心して過ごせる避難所となるよう施設を整備していただきたく請願理由とさせていただきます。

請願事項

- 1 柳町小学校において震災時だけでなく水害時にも安全・安心な避難所となるように施設の整備を求めます。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成26年11月19日 第52号
件 名	柳町小学校のより良い教育環境を求める請願
請 願 者	文京区小石川一丁目27番1号 文京区立柳町小学校元PTA会長 早藤眞司 外4名
紹介議員	萬立幹夫 田中和子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

文京区教育委員会より柳町小学校の校舎増設整備方針の説明を伺いましたが、児童数が増えるのに、一番校庭が狭くなる案を採用したことは、文京区基本構想の基本的取組に「子どもたちが、のびのびと学校生活を送れるような教育環境を整える」と明記する文京区に相応しくありません。

子どもたちに教室という施設を準備するだけでは、のびのびと学校生活を送れるようにはなりません。子どもたちの育ちの場として欠かすことができない校庭が、この整備方針により著しく狭くなることを私たちとしては看過できません。

柳町小学校の子どもたちは柳の森で自然に親しんだり触れ合ったり、観察をして、生命を大切に作る心や優しさを育んできました。また、柳町小学校の特色でもある土の校庭でのびのびと遊び、野球やサッカーなど様々なスポーツに親しみ、心身ともに健康な成長をしてきています。柳町小学校の校歌にあるように「学校は楽しいところ」とするうえでも、緑豊かな校庭に守られた環境と今の校庭の広さは必要不可欠です。

現在の整備方針は、文京区が目指す「教育環境の向上」とは大きな隔たりがあり、柳町小学校の子どもたちから遊びの場等を奪うだけではなく、運動会を始めとする体育・理科・生活科などの教育活動の広がりをも狭めます。

請願事項

- 1 現在の校舎増設整備方針を取り下げを求めます。
- 2 教育環境の悪化を招かないように現在とほぼ同程度の校庭面積を確保できる校舎増設整備方針への変更を求めます。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成 26 年 11 月 19 日 第 53 号
件 名	柳町小学校の児童の教育環境に関する請願
請 願 者	文京区小石川三丁目 26 番 18-503 号 柳町小学校の特色ある教育環境を引き継ぐ会 会長 奥 田 哲 也
紹 介 議 員	國 枝 正 人 藤 原 美 佐 子 萬 立 幹 夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

柳町小学校の教室等増設整備方針が9月に決まりました。7月に案が発表され、4回に渡るPTA・地域向け説明会があったものの、参加者の理解は得られませんでした。9月24日の臨時教育委員会では、教育委員から、「お互いに不信感を引き起こしてしまったことは残念」「提案の仕方、議論の進め方にまずさがあったのでは」との発言もありました。今日に至るまで、教育委員会とPTA・地域の間には横たわる溝は埋まらないままです。

このような亀裂のある状態で、校舎の増築を進めることは、子どもの教育上、悪影響を及ぼしかねません。よりよい子どもの教育環境を守るため、どこかでボタンの掛け違いがあったのか、大人同士、互いが向き合い、真摯に話し合うべきかと思われまます。

教育委員会の昨年夏の提案の中には、プールや体育館の位置に建てる案がありました。これらの案についてデータが示され、児童やPTA、地域が何を大切に思っているのか、といったことについても、議論が尽くされたうえで、森の位置に校舎を増築するしかない、という結論が導かれたなら、このような大きな亀裂は生じなかったでしょう。

仮校舎の建設が始まり、来春足りなくなる教室は当面、足りません。もちろん、仮校舎を使う期間を短くする努力が必要ですが、工期などは、関係各方面の知恵と工夫と努力で短縮が可能と考えられます。今すぐ設計し、強引とも思えるやり方で進めてしまうより、教育委員会が優先する事項と、地域・保護者、および児童の願いが両立する方向性を求め、最善の策を選択する機会を、もう一度持つべきではないかと思えます。区民と教育委員会が協働し、努力が尽くされ、その経緯、検討内容が公にされることが、合意につながっていくと思えます。以下要望いたしますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

請願事項

- 1 文京区教育委員会と柳町小学校PTA・地域の合意形成に向け、区民参加のできる新たな議論の場を設けるようにしてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成26年11月19日 第54号
件 名	文京区立柳町小学校の校舎増築工事に関する請願
請 願 者	文京区本駒込四丁目37番7-105号 学童野球チーム 文京パワーズ 代表 伊藤比佐士 外1名
紹介議員	萬 立 幹 夫 田 中 和 子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

私共は、学童対象の野球チームとして、永年、教育委員会及び柳町小学校のご理解をいただき、柳町小学校校庭を土日祝に日常の練習場所として使わせていただいております。現在、チームには柳町小を中心に約50名弱の学童が在籍しております。

柳町小学校につきましては、学童増加に対応するため校舎増築計画が進行中であり、現在、第一段階として仮校舎の工事中であります。次の第二段階として増築部分を校庭の東側にあたる緑地（通称：柳の森）を含む場所に建設予定と聞いております。（以下、「現行計画」という）

現行計画においては、敷地の東側部分である現行図書室、柳の森、雲梯、棒のぼりの場所に建設される予定で、校庭も大幅に狭くなることから、学童野球に使わせていただいている立場からは学童サイズの野球場のダイヤモンド（※塁間23m・現在はギリギリ可）設営も確保できなくなり、指導者一同として今後の使用上の制約が少なからず出てくることを憂慮しております。（※大人のダイヤモンドは塁間27.4m）都会の小学校校庭でありますことから制約は致し方のないところですが、今後も校庭使用を認めていただけたとしても、狭くなれば、河川敷等、遠隔地のグラウンド使用が増加することにもつながり、移動の時間や費用の負担ばかりでなく、往復時の事故等のリスクを考えると、保護者・指導者としてはできるだけ移動は避けたいところです。

また、日常、校庭を使用させていただいている立場から、校庭の狭小化は学童野球にとどまらず、体育授業での制約や運動会の校庭実施もかなり困難になるのではないかと懸念いたします。

文京区の行政サイドのお立場とされては、現行計画採用の理由は、財政的問題や工期等によると7月の説明会にてうかがっており、一方、柳町小学校PTAにおかれては、校庭の南側のプール・体育館の場所に、「増築校舎・プール・体育館一体」のプランを教育委員会側に提案され、工期について「工法の工夫等でかなり短縮が可能」ではないか、また、費用についても「防災設備の整備（体育館の防災性能向上）で国の補助金の活用が可能」ではないかと提案もされたようですが、その後、十分な説明はなく、現行計画のまま進捗されているようです。現行計画の校庭東側の緑地（通称：柳の森）について廃止反対の声が、保護者・在籍学童から強くあがっていましたが、PTA提案のプランの場合、緑地の保存確保のほか校庭面積の縮小は最小限となることから、学童野球チームの立場から変更いただきたくお願い申し上げます。

地域スポーツ団体の一つとして、学童の体力・運動能力の向上、並びに健全な精神の育成のため、今後も努力いたしたく存じますが、このことは行政サイドの施策にも通ずるものと思います。

なお、私ども文京パワーズの保護者・指導者一同は、すでに6月にも教育委員会様あてに上記内容を要望書にてお願いをさせていただいておりますが、今一度、増築校舎の建設場所の変更（PTA提案の増築校舎・プール・体育館一体のプラン推進）をお願いするものです。

請願事項

- 1 文京区立柳町小学校の校舎増築工事につき、増築場所の変更（現在計画の敷地東側から現在のプール・体育館の場所への変更）を行うこと。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成 26 年 11 月 19 日 第 55 号
件 名	柳町小学校教室等増設の整備方針に再考を求める請願
請 願 者	文京区小石川一丁目 23 番 16 号 柳町小学校 P T A 会長 上 原 裕 之
紹 介 議 員	萬 立 幹 夫 前 田 くにひろ
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

柳町小学校の教育環境の特色は、土の校庭とやなぎの森です。PTAとしては、その特色が子ども達にとって失われてはならないものにとらえ、柳町小学校教室等増設に関して向き合っています。

柳町小学校教室等増設に関して、同校PTAでは今年7月に臨時総会を開催し、「やなぎの森の位置に増設校舎を建てる教育委員会事務局案に反対し、設置場所の変更を求める」「体育館・プール部分への設置を含むPTA案を検討対象とすることを求める」ということに関して、決議をしました。

現在の整備方針では、校舎がコの字形になり、新しくピオトープも設置され、著しく校庭が狭くなります。児童数が増えるのに校庭が狭くなることは、教育環境の悪化になります。

また、「やなぎの森」の教育的価値について議論されることなく、約50年生長した自然を安易に伐採することに保護者や地域の理解が得られません。

協働、協治を掲げる文京区におかれましては、再度、区民である保護者等の意見に耳を傾け、ご再考いただきたく、下記を要望いたします。

請願事項

- 1 柳町小学校教室等増設の整備方針に関して、プールや体育館部分を活用した案に変更してください。
- 2 校庭は現状より面積が可能な限り狭くならない工夫をし、児童数が増えても教育環境が悪化しないようにしてください。
- 3 やなぎの森の教育的価値について評価し、現状の場所に維持してください。

柳町小学校教室等増設整備方針について

1 保護者・区民説明会等の状況について

平成 26 年 7 月、柳町小学校教室等増設整備方針案を策定し、同月 16 日の教育委員会において了承された。その後、この整備方針案について、7 月及び 9 月に保護者・区民の方への説明会を 4 回にわたり実施するとともに、柳町小学校 P T A 会長等と教育長との面談も行った。説明会等においては、植栽部分を残して欲しい等の意見が多かったが、一方で、早く整備方針を決定して欲しい旨の声もいただいている。

2 整備方針決定理由

このような状況ではあるが、教育委員会事務局としては、学校及び P T A からの要望を可能な限り採用し、子どもたちにとって早期に良好な教育環境が整備できる、この整備方針案が将来の教育環境も見据えた最も妥当な案であると判断し、下記のとおり決定する。

なお、説明会等で多くの意見が寄せられた植栽等については、学校等と十分協議のうえ、子どもたちが学び、喜ぶことのできる新しい森を創り、これまでの思いを発展的に引き継ぐよう学校全体の緑の再整備を行う。

3 整備方針

- 別紙（柳町小学校教室等増設イメージ）の位置に校舎を増築する。
- 整備資格面積（1,420 m²）を確保し、3 階建てとする。
- 増築校舎にエレベーターを設置し、既存校舎と増築校舎をつなげることにより、学校全体のアクセスをよくするとともにバリアフリー化を進める。
- 将来需要に基づく必要な普通教室を 6 教室整備する。
- 教育環境確保のため、少人数教室、教育相談室、特別支援教室、会議室、教材・教具室、物品倉庫及び職員室の拡充など 6 教室に加え 1 / 4 教室相当分を整備する。
- 図書室・理科室・音楽室をリニューアルする。
- 育成室として使用できる 1 室を整備する。
- 仮校舎使用期間及び増設校舎建築工事期間をできるだけ短縮する。
- 仮校舎は平成 27 年 4 月、増築校舎は平成 29 年度中から使用できるように整備を進める。

なお、植栽と池の部分の重要性を考慮し、学校等と協議のうえ、可能な限り植栽を残すとともに工事の影響を受ける植栽を移植する。また、新たにビオトープ（別紙イメージを参照のこと。）を整備し、学校全体の緑の再整備を行う。さらに、増築校舎に屋上緑化・太陽光発電を設置し、環境負荷の低減と自然との共生に対応した施設とし、子どもたちの自然体験活動、環境教育をさらに充実させる。

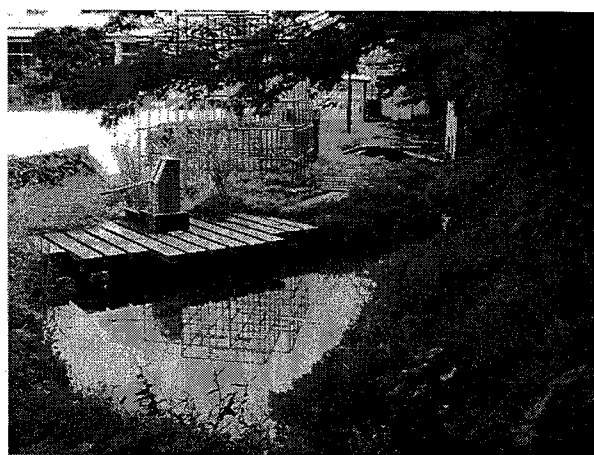
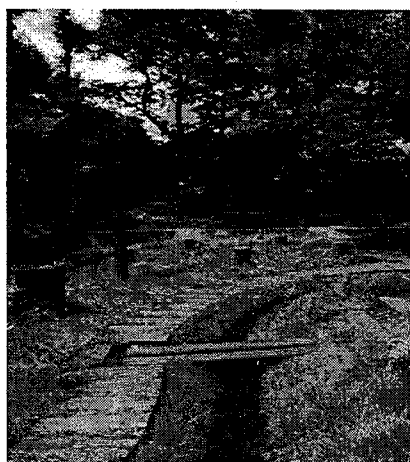
4 既存校舎への対応について

快適化工事（普通教室の内装改修、廊下・階段の床補修及びトイレ等水回りの改修など）を平成 27 年度から 30 年度までの間に、また、給食室改修工事を平成 29 年 7～12 月に予定している。

柳町小学校教室等増設イメージ



新たに整備する植栽・池のイメージ① 新たに整備する植栽・池のイメージ②



請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成27年2月6日 第58号
件 名	柳町小学校が震災時・水害時にも移動せず安心して過ごせる安全な避難所となるよう体育館を含む学校施設の整備を求める請願
請 願 者	文京区白山二丁目18番11号 戸崎町町会 会長 原 武 久 外2名
紹 介 議 員	藤 原 美 佐 子 高 畑 久 子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

私達は、地域住人の安全を求め、この請願を提出させていただきます。

地震、大雨台風、火山噴火、大雪などの災害が、近年とどまる事なく続いております。地震から津波、地震後の大雨台風など、複合災害が十分あり得る昨今、柳町小学校は水害ハザードマップでは文京区内小中学校で唯一危険地域とされています。防災課からは、水害の危険時は柳町小学校以外の場所へ逃げるように指示されていますが、都市水害は短時間で発生し外へ逃げることに危険が伴うこともあると指摘されています。水害時、地域住人や児童が校内にいる場合はそのまま学校に待機できることを私たちは望みます。また、震災後、避難所生活中にこれまでに経験のない110mmを越す大雨が降るなどして水害の危険があった際に他の避難所へ移動するなど、再度の避難を強いられることを私たちは望みません。避難所開設時に児童のいる学業時間中での水害が起きた場合には、1. 2. 3階にいる児童および教員、体育館に避難している地域住人ら全員が3階に入れるとは到底思えません。また高齢者の多い昨今、防災課の説明による水害時の垂直移動（階段を3階まで上がる）をする事は大変困難な事と思われます。

柳町小学校に開設される避難所が、他の学校の避難所と同様に水害の危険時にも安全で安心して過ごせる避難所となるよう体育館を含む学校施設の整備をしていただきたく請願理由とさせていただきます。

請願事項

- 1 柳町小学校において、震災時の避難所開設時に水害の危険が迫っても、他の学校の避難所と同様に、移動避難せず安全・安心に柳町小学校の避難所にいられるように体育館を含む学校施設の整備を求めます。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成 27 年 2 月 6 日 第 66 号
件 名	現在の柳町小学校教室等増設整備方針の中止を求める請願
請 願 者	文京区小石川一丁目 27 番 1 号 柳町小学校卒業生とその保護者がつくる子ども たちの未来を考えるやなぎっこの会 代表 早 藤 眞 司 外 1 名
紹介議員	萬 立 幹 夫 田 中 和 子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

文京区の小学校においては、狭い運動場が問題になる学校が少なくない中、現在の柳町小学校は自然環境と調和し校庭面積も確保された小学校です。

そうした教育環境は柳町小学校の魅力であり、特に長い年月をかけて成長した「やなぎの森」は一人一木活動をはじめとし、四季折々の森の観察や森での活動を通し「土の校庭」と相まって、子どもたちに命を感じる体験を提供してきた極めて重要な教育資源となっています。

学習指導要領でも、「自然環境を大切にし、その保全に寄与しようとする態度を養う必要性」は、生活科、理科、道徳、環境教育面から繰り返し訴えられています。特に理科の勉強においては、「身近な自然について児童が自ら問題を見出し、見通しをもった観察・実験などを通して問題解決の能力を身に付ける」ことの大切さが大きく謳われています。

現在の柳町小学校には、電車賃を使って遠くまで足を運ばなくても、すぐ目の前に「森」という、上記教育内容を可能とするすばらしい教育資源があるのです。文京区基本構想の基本的取組に明記されている「子どもたちが、のびのびと学校生活を送れるような教育環境」を備えた学校が、正に現在の柳町小学校とも言えます。

しかしこの度、児童数の増加に伴い不足する教室の増設をするにあたり、区がまとめた整備方針は、この柳町小学校が長年大切にしてきた運動場を今よりもっと狭くし、さらに大切な教育資源である「森」もなくす内容となっており、とても容認できません。

このように、良好な柳町小学校の教育環境を「校舎の増設」を理由に子どもたちから取り上げてしまうのは、「子どもたちに、良好な教育環境を提供する」としている区の約束に反しますし、ひいては国の初等教育の方針にも反するものと言っているのではないのでしょうか。

文京区教育委員会は、「徒に議論を長引かせるよりも、迅速な計画実施を」また「増設校舎の建設期間を短く」する必要を繰り返し主張されますが、一度なくしてしまった「森」は二度と復活しませんし、縮小した運動場を戻すこともできません。

急いで計画に着手するのではなく、今一度、児童・保護者・地域住民等の意見に耳を傾け、これから何十年と続く柳町小学校において、学ぶ子どもたちにとって何が最善の教育環境なのか再考いただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1 現在の柳町小学校教室等増設整備方針計画の中止を求めます。
- 2 教育環境が悪化しないように「やなぎの森」を残し、かつ、現在とほぼ同程度の校庭面積を確保できる整備方針計画への変更を求めます。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成27年2月6日 第67号
件 名	柳町小学校整備方針において児童数に見合った校庭面積を求める請願
請 願 者	文京区白山二丁目4番10-102号 柳町小学校の校庭面積を守る会 代表 永島由希子 外1名
紹介議員	萬立幹夫 田中和子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

現在の整備方針では、小学校設置基準第8条1項および別表イの校舎の面積は満たして頂けることになっていますが、その一方で運動場の面積は減ることになっています。

現在の柳町小学校に必要な運動場面積を、小学校設置基準第8条1項および別表ロに基づき計算すると $2400 + 10 \times (380 - 240) = 3800 \text{ m}^2$ (平成25年5月1日児童数) 必要ですが、平成25年度、文京区が文部科学省に届け出ている柳町小学校運動場は 2725 m^2 で、現在でも運動場は設置基準を満たしていない状況です。

小学校設置基準第1条3項には、『小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない』とあります。

現状、設置基準を下回る広さの校庭を、さらに 420 m^2 減らす整備方針は、子どもの育ちを支える良好な教育環境からさらに遠のくものです。

また、教育委員会が平成26年4月現在の児童数等に基づき算出した将来の児童数は平成32年に482人を予測しています。小学校設置基準第8条1項および別表ロにもとづく 480 名で運動場は $2400 + 10 \times (480 - 240) = 4800 \text{ m}^2$ 必要となります。

児童が増加していく傾向にある中、小学校の設置基準面積に届かない運動場である現状から、さらに校庭を狭める整備方針は無計画と言わざるを得ません。

以上の理由から、今回の整備方針に納得できるものはなく、再考を求めるものといたします。

参考：小学校設置基準第8条1項
校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

別表 (第八条関係)

イ 校舎の面積

児童数 面積 (平方メートル)

一人以上四〇人以下 500

四一人以上四八〇人以下 $500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$

四八一人以上 $2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

ロ 運動場の面積

児童数 面積 (平方メートル)

一人以上二四〇人以下 2400

二四一人以上七二〇人以下

$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$

七二一人以上 7200

請願事項

- 1 柳町小学校の児童に必要な校庭面積を可能な限り確保した、整備方針への再考を求めます。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成 27 年 2 月 6 日 第 68 号
件 名	柳町小学校教室等増設整備方針計画の見直しを求める請願
請 願 者	文京区小石川一丁目 27 番 13 号 柳町小学校の健やかな校庭遊びを守る会 代表 小 林 久 美 外 2 名
紹 介 議 員	藤 原 美 佐 子 萬 立 幹 夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

私たち、「柳町小学校の健やかな校庭遊びを守る会」は、平日の放課後や土日に、子どもたちが校庭で遊ぶ際に、危険がないように見守る活動を日頃より行っております。そして、その中で子どもたちが本当にのびのびと校庭で、またやなぎの森で遊んでいることを日々実感しております。

全国的に子どもたちの外遊びの場所の確保が難しく、リアルな体験が少なくなり、室内で電子ゲーム等バーチャルな遊びが増えていくことが懸念されている中、柳町小学校の子どもたちは土の校庭とやなぎの森とで、日々リアルに「命を感じられる」体験をすることができます。

このように、現在の柳町小学校は、正に文京区基本構想の基本的取組に明記されている「子どもたちが、のびのびと学校生活を送れるような教育環境」が、学びの面だけでなく、遊びも含め、学校生活全般に亘り、確保されている小学校であり、「文の京」の一員として内外に誇れる環境のある学校だと、私たちは自負しております。

しかるに現在採択されている区の整備方針は、この素晴らしい環境である運動場の広さ・やなぎの森の存在とともに、まるっきり捨て去るものであり、私たちとしては、到底、納得することのできないものです。

幸いなことに、現時点で用意されている仮校舎で、少なくとも来年度の教室不足は当座補える状態だと伺っています。そうであるならば、50年という長い年月をかけて生育してきたやなぎの森や土の校庭が、子どもたちの心身の健全な成長により影響を与えてきたことを今一度慮っていただきたいと思います。

もちろん、仮校舎での状態が恒常化してはならない、一刻も早くきちんとした整備を…と考えるの区の姿勢は、ありがたく、敬意を表するものです。けれども、「教室」という施設を準備するだけでは、文京区基本構想の基本取組で謳われている「子どもたちがのびのびと学校生活を送れるような教育環境」を整えたことにはなりません。どうぞ、「子どもたちに、良好な教育環境を提供する」という、区の約束を今一度思い出し、次代を担う子どもたちのために、最善の努力をしていただきたく、お願いします。

請願事項

- 1 柳町小学校の教室等増設整備方針の見直しを求めます。
- 2 やなぎの森の教育的価値を評価し、現状の場所にやなぎの森を維持しつつ、現状の校庭面積を可能な限り確保できるよう、整備方針計画を再考してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成27年2月6日 第69号
件 名	現在の柳町小学校教室等増設整備方針を中止し、やなぎの森を残す増設計画への変更を求める請願
請 願 者	文京区大塚四丁目 48 番 8 号 文京区の教育環境を守る本間正人と仲間達の会 代表 本 間 正 人 外1名
紹 介 議 員	萬 立 幹 夫 前田くにひろ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

世界有数の大都市・東京 23 区において「緑」は環境の柱です。コンクリート・ジャングルの中で、ケヤキ、イチョウ、山桃、竹、スグリ、夏ミカンなど、様々な樹々が生育する「やなぎの森」は、約 390 平方メートルとは言え、まさに都会のオアシスであり、子ども達にとって、貴重な教育環境です。子ども達は、四季折々、昆虫やオタマジャクシなど様々な生き物に直接触れることで、情操を育み、命を感じる学習を体験してきました。それは、人工的なビオトープや屋上緑化などでは補えない「本物」の体験です。

現在、区から出されている柳町小学校の整備方針は、このかけがえのない「やなぎの森」を伐採し、その上に校舎を建設するものです。しかし、ひとたび奪われれば、森の命は再生しません。森と緑の価値を、決して過小評価してはならないと思います。

一昨年、区がご提示されたように、老朽化した体育館を解体し、そこに増設する新校舎を一体整備するプランの方が、校庭面積も確保され、「子どもたちが、のびのびと学校生活を送れるような教育環境を提供する」と唱った文京区基本構想の精神に叶うものではないでしょうか？

他の学校の整備方針との調整が困難だという認識をお持ちなのかも知れませんが、「やなぎの森」は単に柳町小学校のものではなく、文京区が後世に残すべき自然遺産なのです。必ずや、他の地域の方々のご理解も必ず得られるものと思います。私たちも、そのために微力を尽くす所存です。

請願事項

- 1 現在の校舎増設整備方針の撤回を求めます。
- 2 「やなぎの森」の教育資源的価値を認め、これを残し、かつ、校庭の縮小も最小限となるような校舎増設整備方針案への変更を求めます。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成 27 年 6 月 8 日 第 12 号
件 名	子どもたちの体力向上と心身の健康のために校庭の広さを維持するよう、現在の整備方針の再検討を求める請願
請 願 者	<p style="text-align: center;">文京区小石川一丁目 27 番 1 号</p> <p style="text-align: center;">柳町小学校卒業生とその保護者がつくる子どもたちの未来を考えるやなぎっこの会</p> <p style="text-align: center;">代表 早 藤 眞 司 外 2 名</p>
紹介議員	金子 てるよし 田 中 和 子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

文京区立小学校においては、運動場の狭さが問題になる学校も少なくない中、現在の柳町小学校は、都会の学校にしては、校庭面積がある程度確保された小学校です。子どもたちは、土の校庭でのびのびと体育の学習を行い、外遊びを楽しみ、また野球やサッカー等様々なスポーツに親しんできました。特に野球においては、少年野球チームの練習を通して、他校の児童とも交流し、より広がりをもった活動を行ってきました。

ところが、大変残念なことに、現在の区の整備方針では、少年野球で言えば高学年では、必要なダイヤモンドの広さ 23m×23mは、全くとれなくなり、守備練習すらおぼつかなくなります。低学年でも、必要なダイヤモンドの広さ 21m×21mはとれますが、ファウルゾーンも外野もない状態で、実質まともな練習は望めなくなってしまいます。このため、現在の整備方針では、40年間にわたり培われた地域のスポーツチームとの連携ができなくなってしまいます。これは、前述のような、学校を越えた子どもたちの活動の広がりを阻害するものです。また、児童数が多くなったにも拘らず、校庭が狭くなることにより、校庭での体育の学習や外遊びの際の危険性も懸念されています。

平成 13 年に中央教育審議会が行った答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」では、昭和 60 年頃をピークとして子どもの体力・運動能力が低下傾向にある原因に「スポーツや外遊びに不可欠な時間、空間、仲間の減少」が挙げられています。特に、都市化され、自動車が普及した現代においては、子どもたちの手軽な外遊びの場であった空地や生活道路はほとんどなくなってしまいました。それに替わるものとして、同答申では、放課後や休日の校庭開放などを通じての「学校」の重要性が報告されています。それだけに校庭面積を大幅に削ることになる今回の整備方針は、子どもたちの健全な心身の成長を妨げてしまうことが懸念されます。

今一度、学力だけではなく、健康面、体力・運動能力面を含んだ、子どもたちの教育環境全般を考慮いただき、次代を担う子どもたちの健やかな成長のために最善の努力をしていただきたくお願いします。

請願事項

- 1 子どもたちの体力向上と心身の健康のために校庭の広さを可能な限り維持できるよう、整備方針を再考してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成27年6月8日 第13号
件 名	柳町小学校整備方針において文部科学省の定める校庭面積の確保を求める請願
請 願 者	文京区小石川三丁目34番6-301号 柳町小学校の校庭面積を守る会 代表 常 藤 昭 子 外2名
紹介議員	藤 原 美 佐 子 萬 立 幹 夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

児童数の増加に伴い、不足する教室を増設するにあたり、柳町小学校の教室等増設整備方針が進められています。

しかしながら、現在の整備方針で新校舎を増設等しますと、文部科学省が定める、校舎の基準面積は満たされ、増加する児童数に応じた教室数は確保できますが、その一方で屋外運動場の面積は大幅に減少することになってしまいます。

文科省では、小学校を設置するにあたって、児童数に応じて必要な校舎の面積と運動場の面積の基準を省令で定めていますが、実は、現在の柳町小学校の運動場の面積は、現状でも、その文科省が定める設置基準を満たしていない状況です。また文科省は、『小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない』とも補足しています。

文京区教育委員会は平成26年4月現在の児童数等に基づき算出した将来の児童数を、平成32年に482人と予測しています。平成27年4月現在の児童数が426人なので、この5年間で35人学級の1.5クラス以上の児童数が増えることとなります。そのため一人あたりの運動場の面積がより狭くなります。

そうした中、整備方針で示されたように、さらに420㎡減らすのであれば、文京区基本構想の基本取組で謳われている「子どもたちがのびのびと学校生活を送れるような教育環境」を整えることから逆行するものです。現状の整備方針では、文科省の言う『水準の向上を図る』どころか遠のいてしまいます。

以上のことから、児童数が増加していく傾向にある中、現状でも小学校の設置基準面積に届かない運動場をさらに狭くする整備方針に対し、私たちは今、請願で再考を求めるものといたします。

請願事項

- 1 文部科学省が定める、児童数に必要な校庭面積からできるだけ離れない整備方針への変更を求めます。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成27年6月8日 第14号
件 名	現在の柳町小学校教室等増設整備方針において、工事中及び工事完成後、児童が安心・安全に使用できる校庭を求める請願
請 願 者	文京区大塚四丁目9番2-202号 柳町小学校の校庭の安全を見守る会 代表 井上美和 外2名
紹介議員	萬立幹夫 田中和子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

現在、児童数増加に伴っての教室不足に対応するため、柳町小学校の教室等増設整備方針が進み、設計が進んでおります。

その工事期間中、校庭は、増設校舎建築のための資材置き場としてその大半が使われ、児童が安全に使用できるものではなくなります。「工期を短く詰めた」とはいえ、1年半の間、校庭が使用できない状態は、子どもの育ちにとってふさわしくないと考えます。多少工期が長引いても、校庭がその間、一定面積使える案の方が、外での体育の授業や外遊びの重要性を考えると、長い目で見た場合、子どもたちの心身の健康面への悪影響が少ないのではないかと考えられます。

更に、工事終了後は、現在よりも420㎡校庭面積は少なくなります。そもそも、今回の整備方針は、柳町小学校児童数の増加が理由であり、この傾向は、今後も継続するとの予測を教育委員会もたてています。子どもの数が増えるということは、それだけ、体育使用時、また外遊び使用時により密集して子どもたちが活動するという事です。自ずと、接触事故等、危険度が増すことが予想されます。事実、現在でも近年、児童数の増加に伴い、校庭で、友達とぶつかるなど子どもたちが報告することが多くなっています。

子ども達の将来に影を落とすような大きな事故が起こってからは間に合いません。

工期が現状の計画よりも長くなったとしても、工事中においても、より広く校庭が使用でき、また工事終了後の校庭面積ができるだけ減らない方向で、整備方針を再検討いただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1 工事中及び工事完成後、児童が安心・安全に校庭が使用できるよう、整備方針の再検討を求めます。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成27年6月8日 第15号
件 名	現在の柳町小学校教室等増設整備において、新校舎の建設位置の再検討を求める請願
請 願 者	文京区小石川一丁目10番5-210号 柳町小学校歴代PTA会長と有志の会 代表 前 嶋 浩 文 外2名
紹 介 議 員	藤 原 美 佐 子 金 子 てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

今から4年前、2011(平成23)年3月11日の東日本大震災時、学校に残り避難した児童に対し、先生方は、校舎から離れ、校庭植栽部(通称やなぎの森)側に避難するよう、拡声器片手に呼びかけておられました。これは、ガラスが飛散する危険性を考慮しての処置でした。当時、先生に誘導され、校庭の植栽部付近に集まった子どもたちが、揺れる校舎とガラスの鳴る音に怯えていたことは、まだ記憶に新しいことです。

児童数の増加に伴い、不足する教室確保のための柳町小学校の教室等増設整備方針の説明会において、校庭植栽部を伐採して新校舎を建てる配置に対し、震災時の安全面を心配する指摘が、説明会参加者よりありました。これは、上記東日本大震災当日の事実に基づき、今より大幅に狭く、三方をガラスで囲まれた校庭で、安全で安心な待避場所が確保できるか、また施工期間中の待避場所が確保できるのか、という懸念からのものです。

区の回答は、「学校用強化ガラスを使用することでガラスの飛散はある程度防げるし、破損しても強化ガラスは粒状の破片となるので傷害リスクは大幅に下がるから大丈夫」というものでしたが、「建物の約5m以内はガラスが飛散する可能性がある」との見解も同時に示されました。これは非常時、生命の危険を感じ不安と恐怖に怯えている子どもたちが、待避場所で数時間も保護者を待つことが予想される東日本大震災規模の震災時を考慮した回答ではなく、施工期間中の避難場所に関しても具体的な回答はありません。

震災時に待機する児童の安全確保、児童の心身への影響を考慮して校舎の配置を再検討いただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1 現在の柳町小学校整備方針において、震災時の安全性の確保を考慮して、新校舎の建設位置の再検討を求めます。

文京区立柳町小学校増築基本設計説明会 次第

日時 平成 27 年 7 月 18 日 (土) 午後 3 時 00 分から
場所 文京区立柳町小学校 体育館

1 柳町小学校 教室対策の経過について

2 増築基本設計について

3 質疑

【配付資料】

【資料 1】 柳町小学校 教室対策の経過

【別 紙】 文京区立柳町小学校増築基本設計

柳町小学校 教室対策の経過

平成25年5月に「文京区立小学校教室対策検討委員会報告」がなされ、柳町小学校について「近年、通常の学級の在籍児童数が伸び始め、学級数も増えている状況にあり、通学区域内の就学前の年齢別人口の状況からこの傾向が当面は続くと考えられる。しかしながら、既存校舎内において既に普通教室への転用を進めているため、今後の将来需要に対応する教室数を確保していくことは極めて困難であり、早急に抜本的な対策を行う必要がある。」とされ、教室数確保の検討に着手しました。

【平成25年7月の既存校舎と増築校舎案のイメージ】

【既存校舎】		【増築校舎】	エレベーター
	渡り廊下		

【検討委員会の設置と主な合意内容】

平成25年の増築案についてはさまざまな意見があったことから、PTA委員、地域の委員を含めた「柳町小学校教室等増設検討委員会」により検討を行い、以下の内容について確認をいたしました。

（1）施設整備にかかる条件

- ① 増築校舎にエレベーターを設置し、バリアフリー仕様に努める。
- ② 学校全体の安全管理や職員室からのアクセス等に配慮する。
- ③ 体育館を常時使用できるようにする。
- ④ 工期の短縮に努める。

（2）教室等増設規模

- ① 1,420㎡の程度内で3階建てとする。
- ② 普通教室6教室の他、少人数教室、職員室の拡充等6、25教室を整備する。
- ③ 工事に干渉する特別教室を整備する。

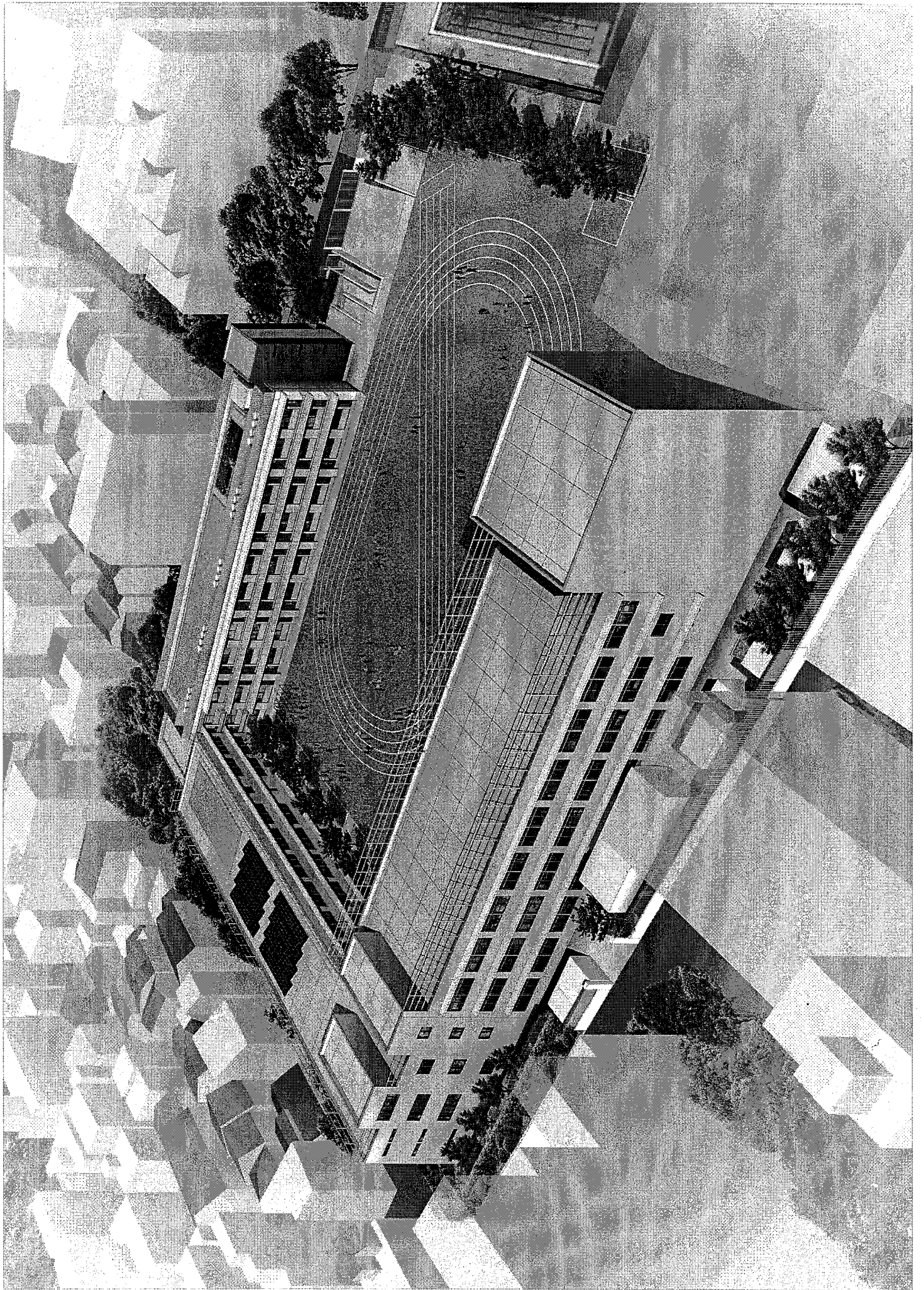
【現在のイメージ】

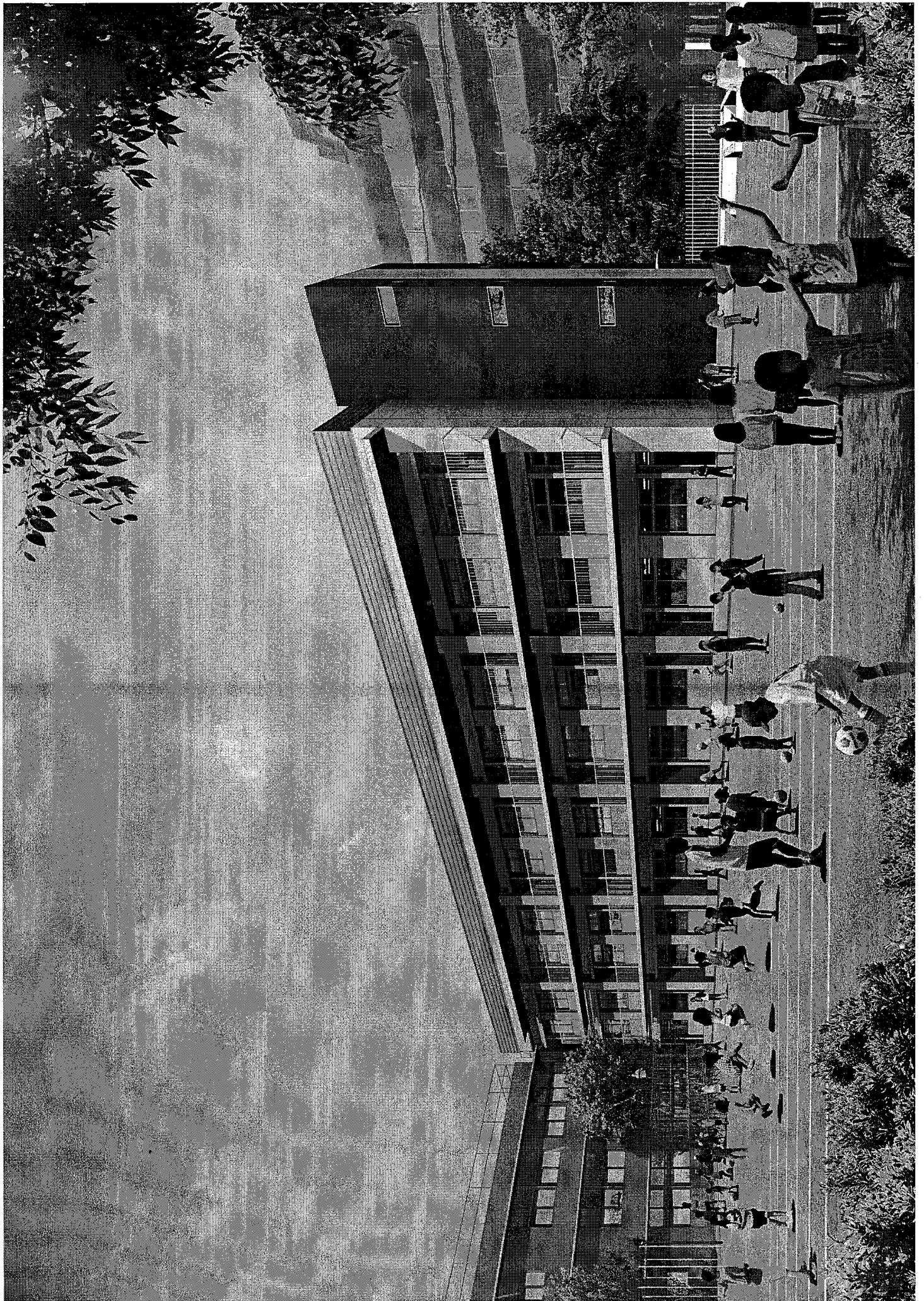
【既存校舎】		【増築校舎】
◎既存不適格の解消	エレベーター	
	エレベーター	
	エレベーター	

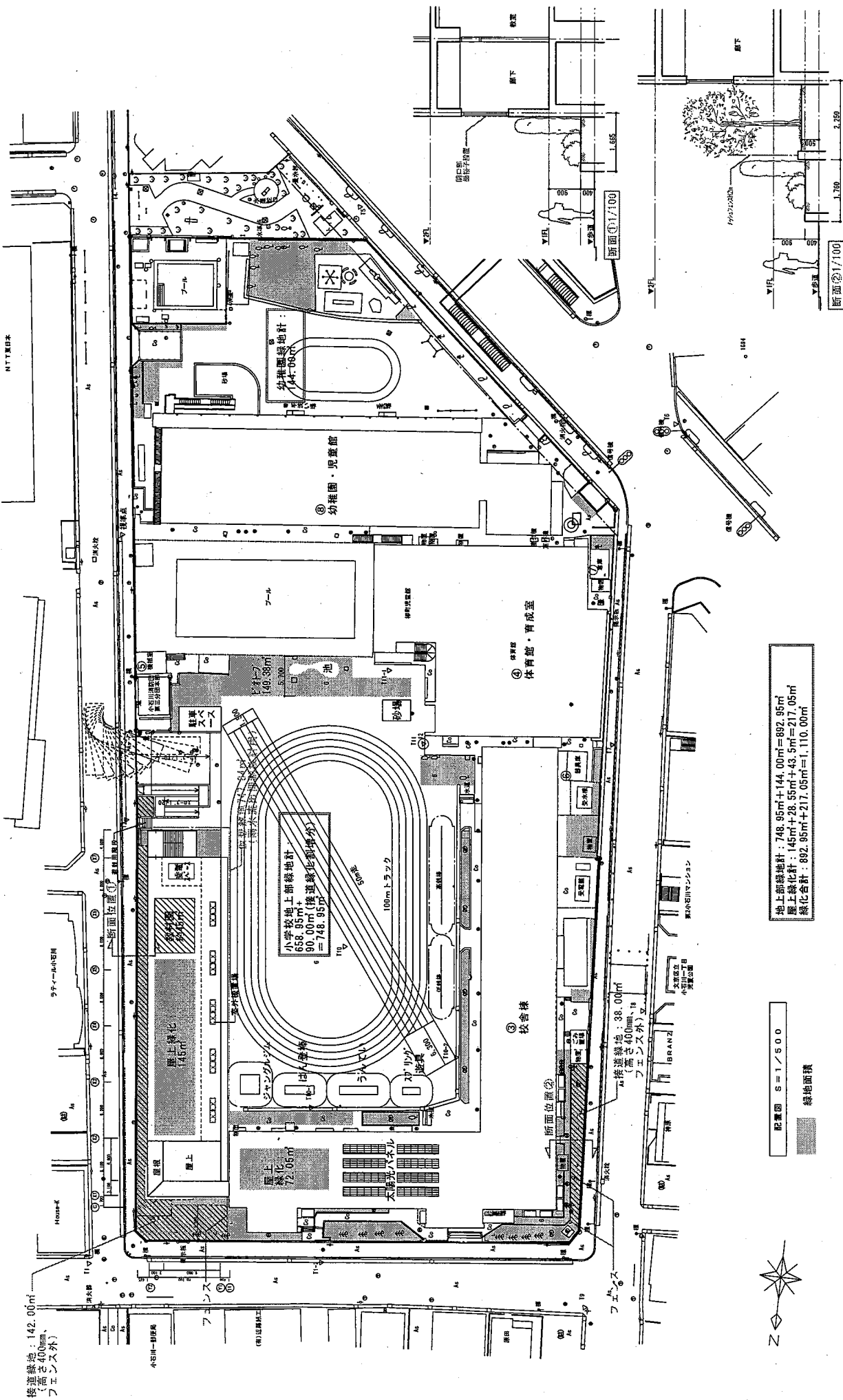
*：既存校舎と増築校舎を一体として整備し、主な合意内容を盛り込んだ設計とする。

【別 紙】

文京区立柳町小学校 増築基本設計







接道緑地：142.00㎡
（高さ400mm、
フェンス外）

小学校地上部緑地計：
658.85㎡
90.00㎡（接道緑地増加分）
＝748.85㎡

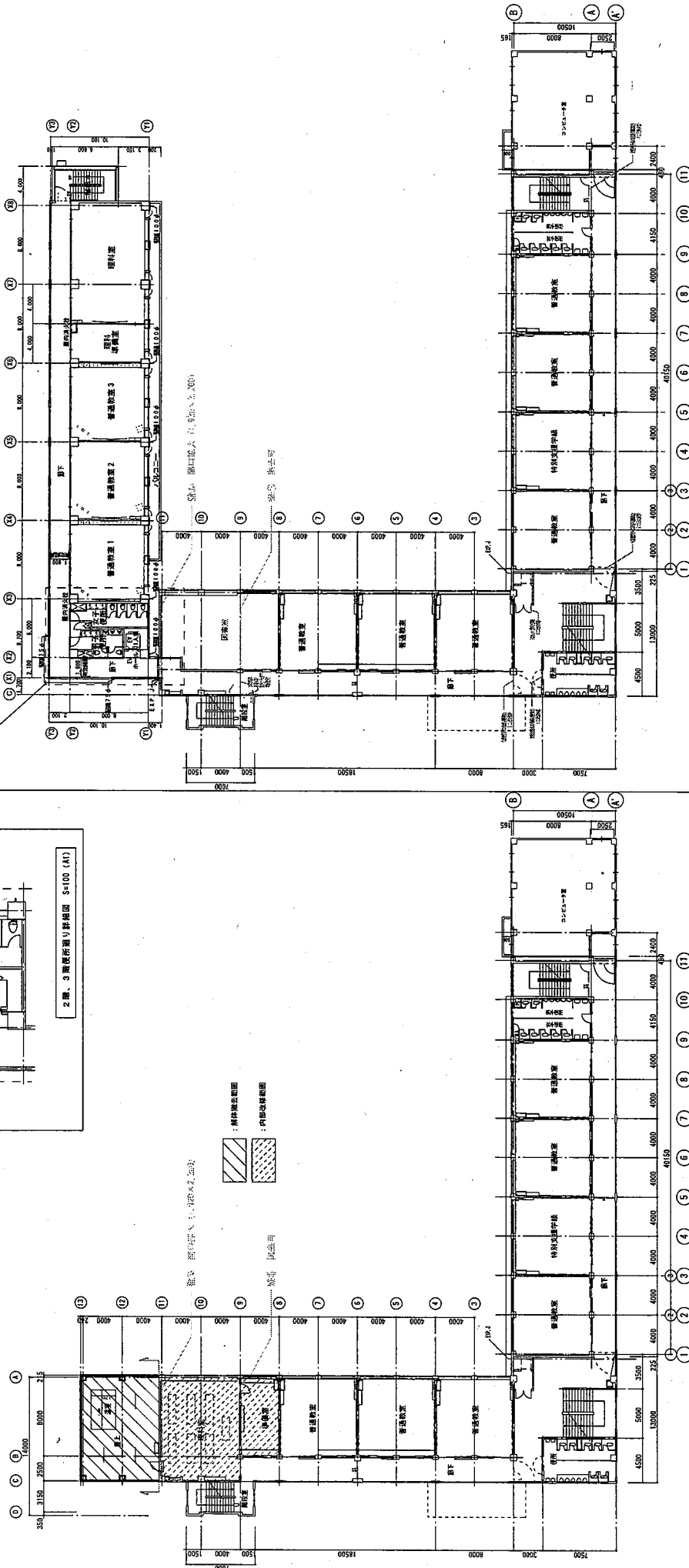
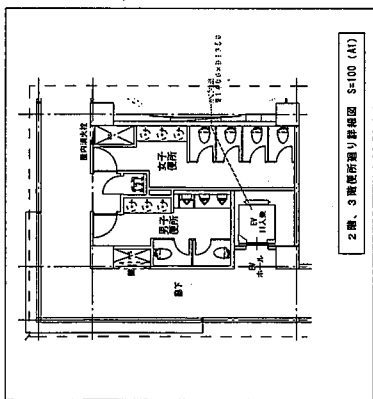
配置図 S=1/500
緑地面積

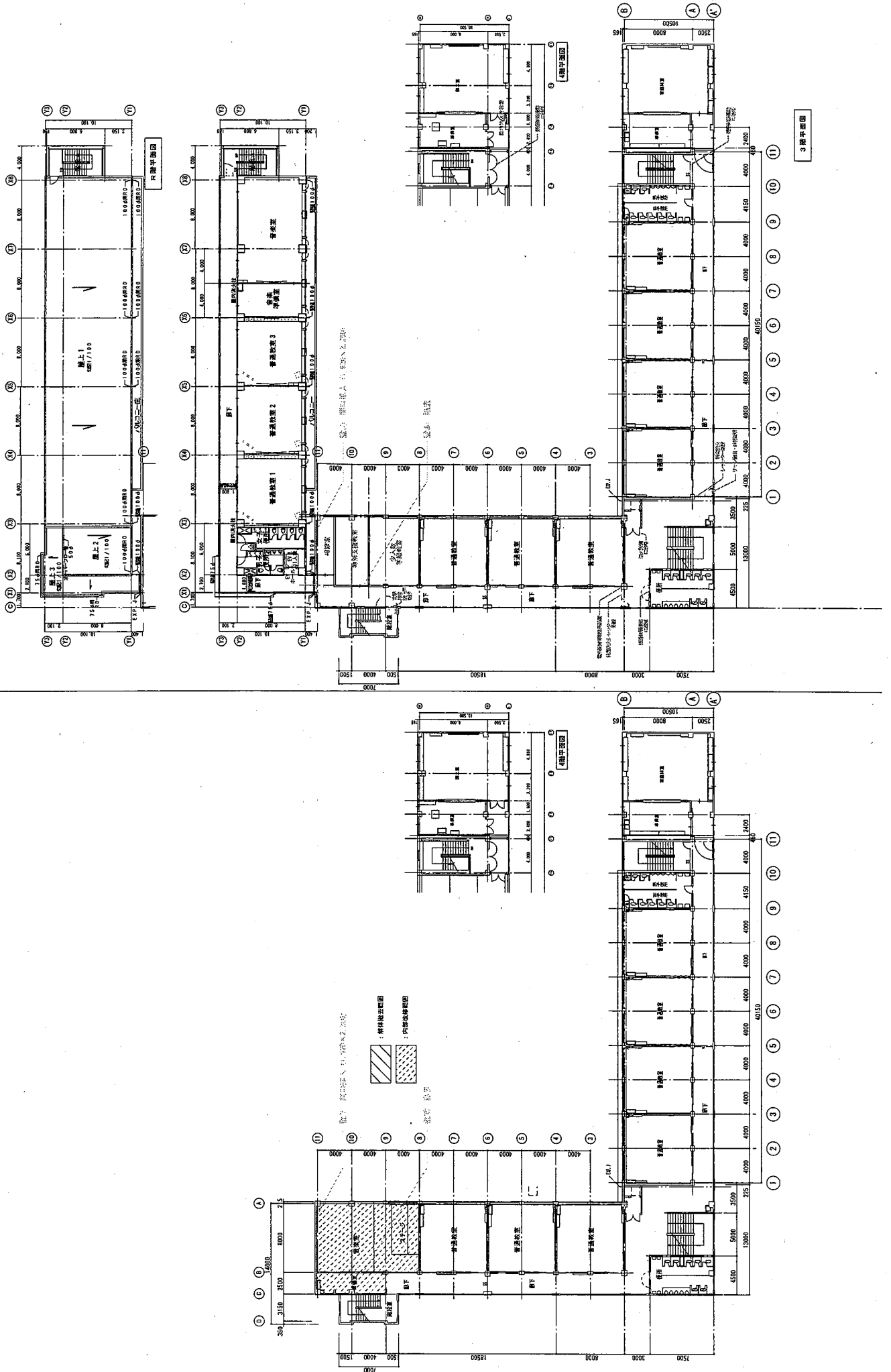
地上部緑地計：748.95㎡+144.00㎡=892.95㎡
地上緑化計：145㎡+28.55㎡+43.5㎡=217.05㎡
緑化合計：892.95㎡+217.05㎡=1,110.00㎡

東京区緑化計画による検討
■緑化する面積の算定：
敷地面積×(1-法定建ぺい率)×0.31+(敷地面積×法定建ぺい率×0.05)
18,682.18×(1-0.7)×0.31+(18,682.18×0.7×0.05)=1,085.27㎡
■中高木の樹齢本数の算定：
上記緑化する面積÷4(小敷点以下四捨五入)
1,085.27÷4=271.3本
(271本÷2=136本以上を高木とする)

東京区における自然の保護と回復に関する条例による検討
■緑化する面積の算定：
(敷地面積-庭園面積)×0.25 又は
(敷地面積-敷地面積×建ぺい率×0.8)×0.25 のうち小さいほうの面積
(8,813.96-3,398.91)×0.25=1,355.02㎡
(8,813.96-(8,813.96×0.7×0.8))×0.25=969.54㎡=969.54㎡
仮設校舎申請時緑化面積より1,689.04㎡-650.64㎡(増設エリア)=1,038.40㎡>969.54㎡OK

■接道部の緑化基準の算定：
接道部長さ×0.7
354.70×0.7=248.29㎡ 仮設校舎申請時緑化面積より260.23㎡>248.29㎡OK
■中高木の樹齢本数の算定：
実際の植栽面積10㎡当たり、高木1本+中木2本+低木3本





■ 工事工程表 (案)

全体工期 25ヶ月

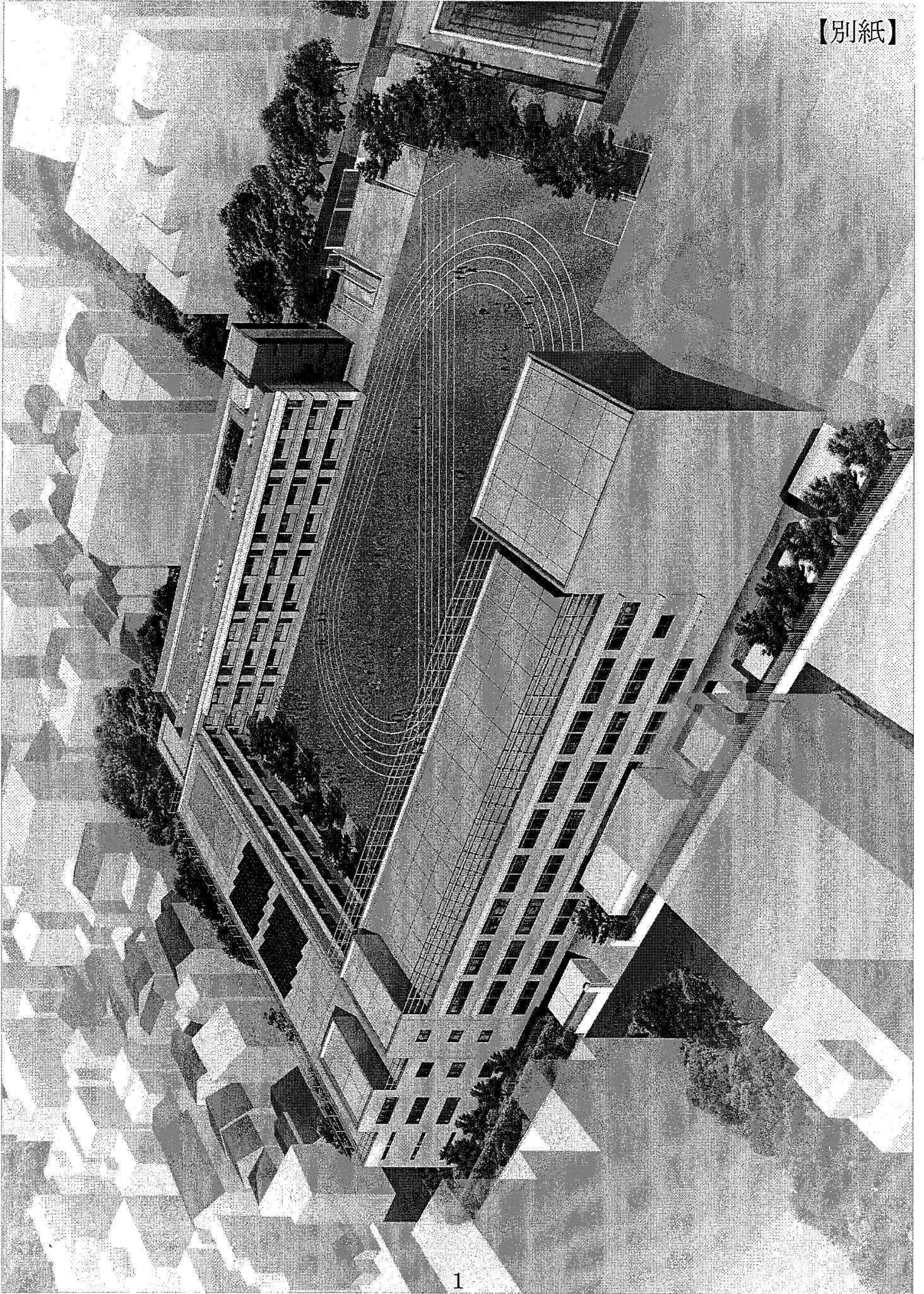
H28												H29												H30																																			
27年度			28年度			29年度			30年度			31年度			32年度			33年度			34年度																																						
12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6																													
校舎増築及び既存校舎改修工事																																																											
<p>校舎増築及び既存校舎改修工事 24ヶ月</p> <p>増築棟 18ヶ月</p> <p>準備 移植 外構撤去 既存1階撤去 杭 土工 基礎・地中梁 1F床 1F 2F 3F RF 防水 外装 内装 外部建具 建物廻り 既存校舎改修 内部改修 (既存廻り) 既存校舎改修 内部改修 (既存廻り) 内部改修済既存棟へ備品搬入、引越し ▲既存改修校舎へ引越完了</p> <p>違反建築除去 既存へ増築廊下 増築棟へ備品搬入、引越し ▲仮設校舎から増築校舎へ引越完了</p> <p>検査 (仮使用) 検査 (外構完了後、本校舎)</p> <p>使用不可期間</p> <p>「内部改修期間、2階特支仮使用」 新教室を使用</p> <p>「内部改修期間、1階特支仮使用」 新教室を使用</p> <p>20ヶ月 準備 既存仮設校舎解体 検査</p> <p>40ヶ月 準備 保存樹木移植 グラウンド、ピオープ、植栽 検査 (本校舎)</p>																																																											
仮設校舎工事																																																											
<p>(仮設校舎図書室・理科室・音楽室・事務室) 既存を使用</p> <p>(校長室) 既存 1階解体期間は1階特別支保使用※騒音考慮</p> <p>(職員室) 既存を使用</p>																																																											
外構工事																																																											
<p>準備 移植 外構撤去 杭 土工 基礎・地中梁 1F床 1F 2F 3F RF 防水 外装 内装 外部建具 建物廻り 既存校舎改修 内部改修 (既存廻り) 既存校舎改修 内部改修 (既存廻り) 内部改修済既存棟へ備品搬入、引越し ▲既存改修校舎へ引越完了</p> <p>違反建築除去 既存へ増築廊下 増築棟へ備品搬入、引越し ▲仮設校舎から増築校舎へ引越完了</p> <p>検査 (仮使用) 検査 (外構完了後、本校舎)</p> <p>使用不可期間</p> <p>「内部改修期間、2階特支仮使用」 新教室を使用</p> <p>「内部改修期間、1階特支仮使用」 新教室を使用</p> <p>20ヶ月 準備 既存仮設校舎解体 検査</p> <p>40ヶ月 準備 保存樹木移植 グラウンド、ピオープ、植栽 検査 (本校舎)</p>																																																											
冬休み												春休み												夏休み												冬休み												春休み											

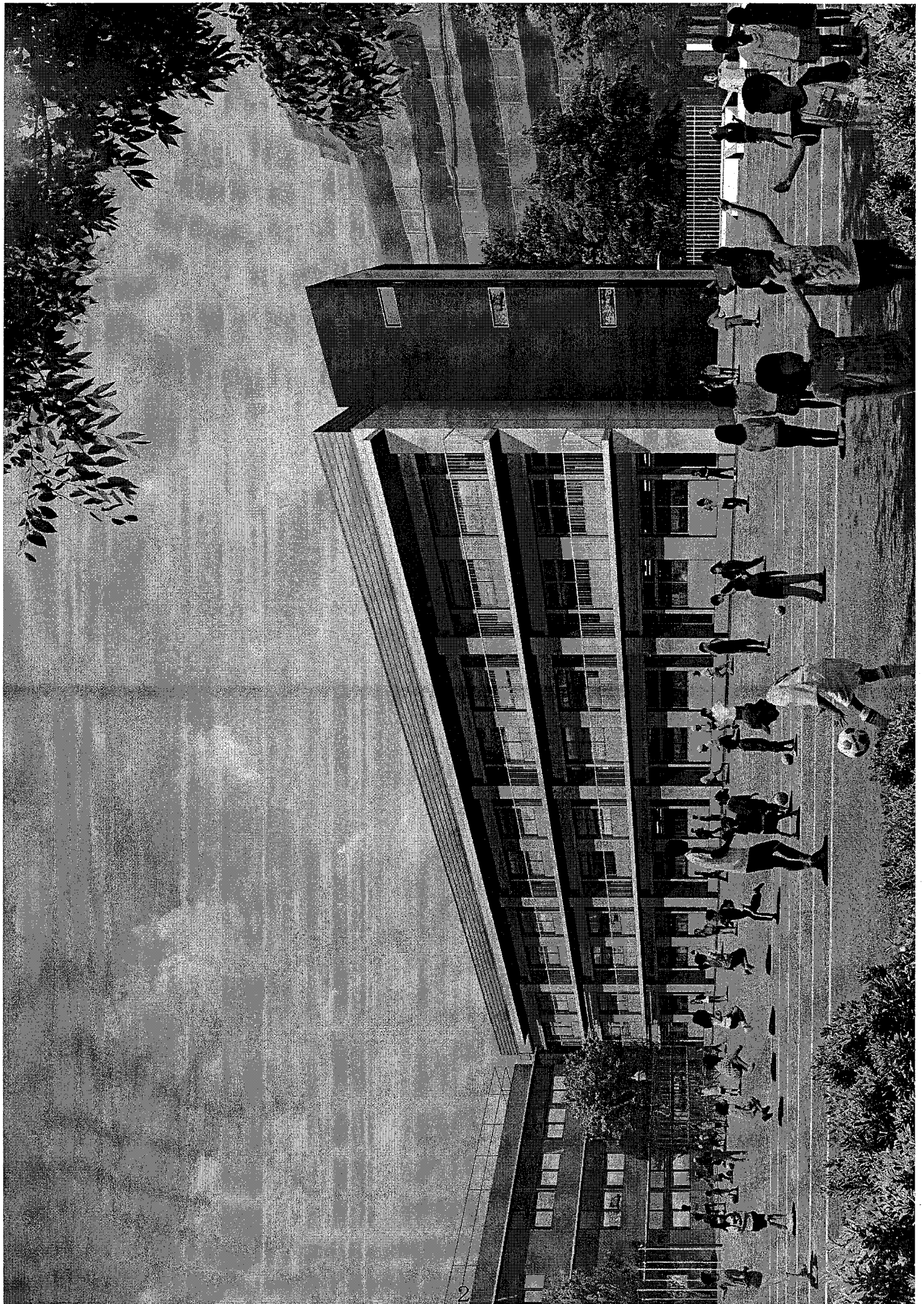
【資料第 2 号】
教育推進部学務課

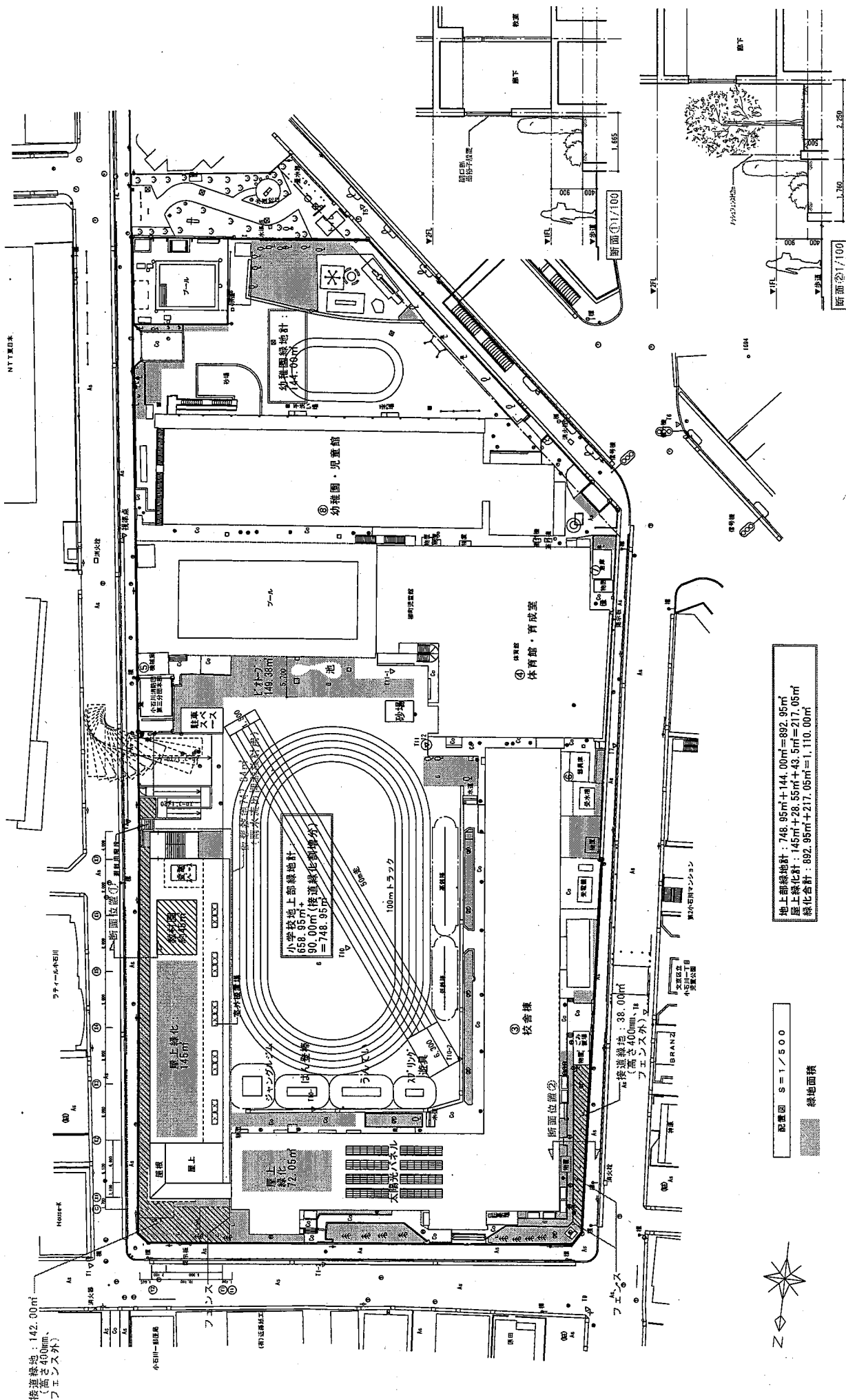
文京区立柳町小学校増築基本設計について

- 1 所在地
文京区小石川一丁目 23 番 16 号
- 2 用途地域等
準工業地域（法定建ぺい率 60%、法定容積率 300%（一部 400%））
- 3 建物概要
 - (1) 敷地面積 8,813.96 m²
 - (2) 建築面積 約 523 m²
 - (3) 延床面積 約 1,535 m²
(学校部分：約 1,434 m²、育成室部分：約 101 m²)
 - (4) 構造・階数 鉄筋コンクリート造
地上 3 階建
- 4 増築スケジュール（予定）

基本及び実施設計	平成 27 年 1 月～平成 27 年 10 月
増築工事	平成 28 年 3 月～平成 30 年 2 月







接道緑地：142.00㎡
(高さ400mm、
フェンス外)

小学校地上部緑地計
658.95㎡ +
90.00㎡ (接道緑地動植物分)
= 748.95㎡

配置図 S=1/500

緑地面積

地上部緑地計：748.95㎡ + 144.00㎡ = 892.95㎡
屋上緑地計：145㎡ + 28.55㎡ + 43.5㎡ = 217.05㎡
緑地合計：892.95㎡ + 217.05㎡ = 1,110.00㎡

東京区緑化計画による検討

■緑化する面積の算定：
1. 敷地面積 × (1 - 法定建ぺい率) × 0.31 + (敷地面積 × 法定建ぺい率 × 0.05)
8,682.18 × (1 - 0.7) × 0.31 + (8,682.18 × 0.7 × 0.05) = 1,085.27㎡ → 目標値1,100㎡

■中高木の植栽本数の算定：
上記緑化する面積 ÷ 4 (小敷点以下四捨五入)
1,085.27 ÷ 4 = 271本
(271本 ÷ 2 = 136本以上を高木とする)

東京区における自然の保護と回復に関する条例による検討

■緑化する面積の算定：
(敷地面積 - 建築面積) × 0.25 又は
(敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8)) × 0.25 のうち小さいほうの面積
(8,813.96 - 3,393.91) × 0.25 = 1,355.02㎡
(8,813.96 - (8,813.96 × 0.7 × 0.8)) × 0.25 = 969.54㎡ → 869.54㎡

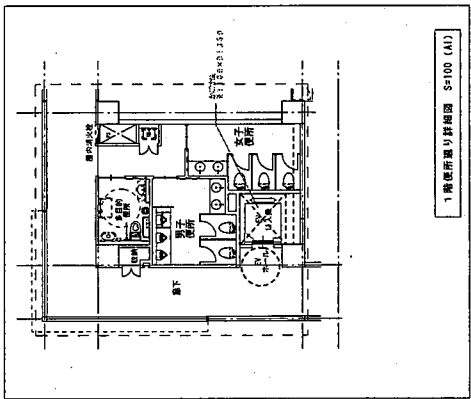
仮設校舎申請時緑化面積より 1,689.04㎡ - 850.64㎡ (増築工) = 1,038.40㎡ > 869.54㎡ OK

■接道部の緑化基準の算定：
接道部長さ × 0.7
354.70 × 0.7 = 248.29m 仮設校舎申請時緑化面積より 260.23m > 248.29m OK

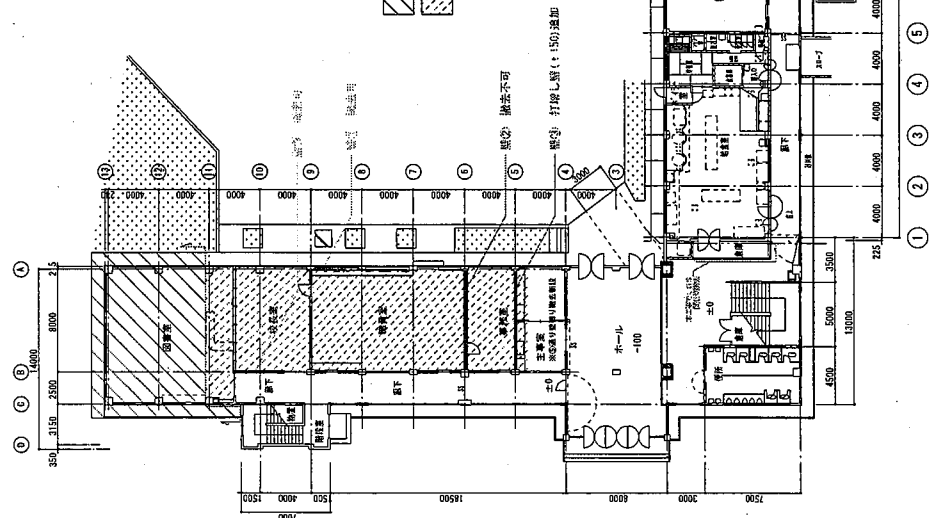
■中高木の植栽本数の算定：
実際の植栽面積10㎡当たり、高木1本 + 中木2本 + 低木3本

断面図 S=1/100

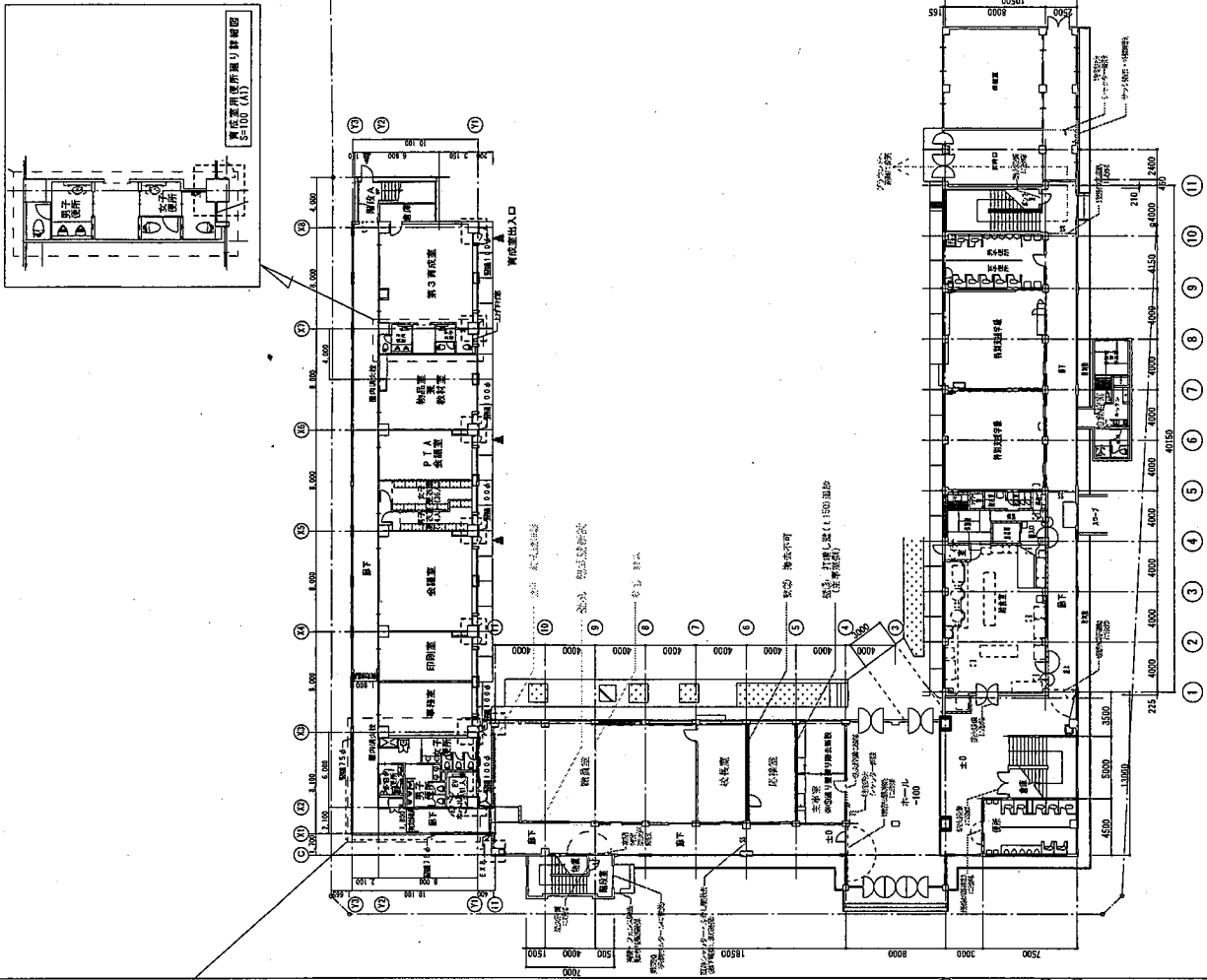
断面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100 (A1)



斜線法区域
内部設備区域



増築部トイレ S=1/100 (A1)

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成27年9月3日 第27号
件 名	柳町小学校の校舎に関する請願
請 願 者	文京区小石川三丁目23番7-107号 上原裕之 外3名 署名7名
紹介議員	名取 顕一 岡崎 義顕
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

柳町小学校の増設に関する検討委員会を開始してから約2年が経過し、現在は、児童数の増加に伴い、不足する教室を増設するにあたり、教室等増設整備方針に沿って設計が進んでおります。

本件に関して、本年6月に地域から「校庭の広さ」「校庭の安全性」「震災時の安全性」の視点による整備方針の再考や再検討を求める請願が提出され、区議会にて「採択」となりました。

しかし、昨年9月の仮設校舎建設以来すでに校庭がせまくなり、児童や地域の活動に制限が生じております。これ以上の現整備方針の再考や再検討は、工事の開始が半年以上の単位でずれこむことに繋がり、仮設校舎やせまい校庭の長期化は、児童の学校生活に支障をきたすだろうと認識しています。

このような状況のなか、6月の区議会では柳町小学校の「全面改築」に関する言及が複数あったと聞いております。さらに、7月の教育委員会による保護者説明会では、柳町小学校が築後50年経過していることから、将来の「全面改築」について言及がありました。それらを受けて、PTAは区長宛に柳町小学校の全面改築の早期実現に関する要望書を提出しました。この「全面改築」とは、現行の整備方針を前提とした第2期工事となることから、これを再検討の結果として受けとめております。また、地域にもご理解いただけるように関係する町会長からも了承を得ております。

以上のことから、現在の教室等増設整備方針を前提として進めるとともに、これ以上長期化せずに解決できるように、将来的な「全面改築」を早期に実現していただきたく区議会にお願い申し上げます。

請願事項

- 1 今後の児童数増加への対策もすることができ、「校庭の広さ」「校庭の安全性」「震災時の安全性」を備えた柳町小学校の全面改築を早期に実現することを求めます。

文京区立柳町小学校増築工事計画および既存校舎一部解体工事説明会

平成 27 年 9 月 25 日

次 第

1. 開会あいさつ
2. 出席者紹介
3. 増築工事計画・解体工事計画 概要説明
4. 質疑応答

建設工事計画説明書

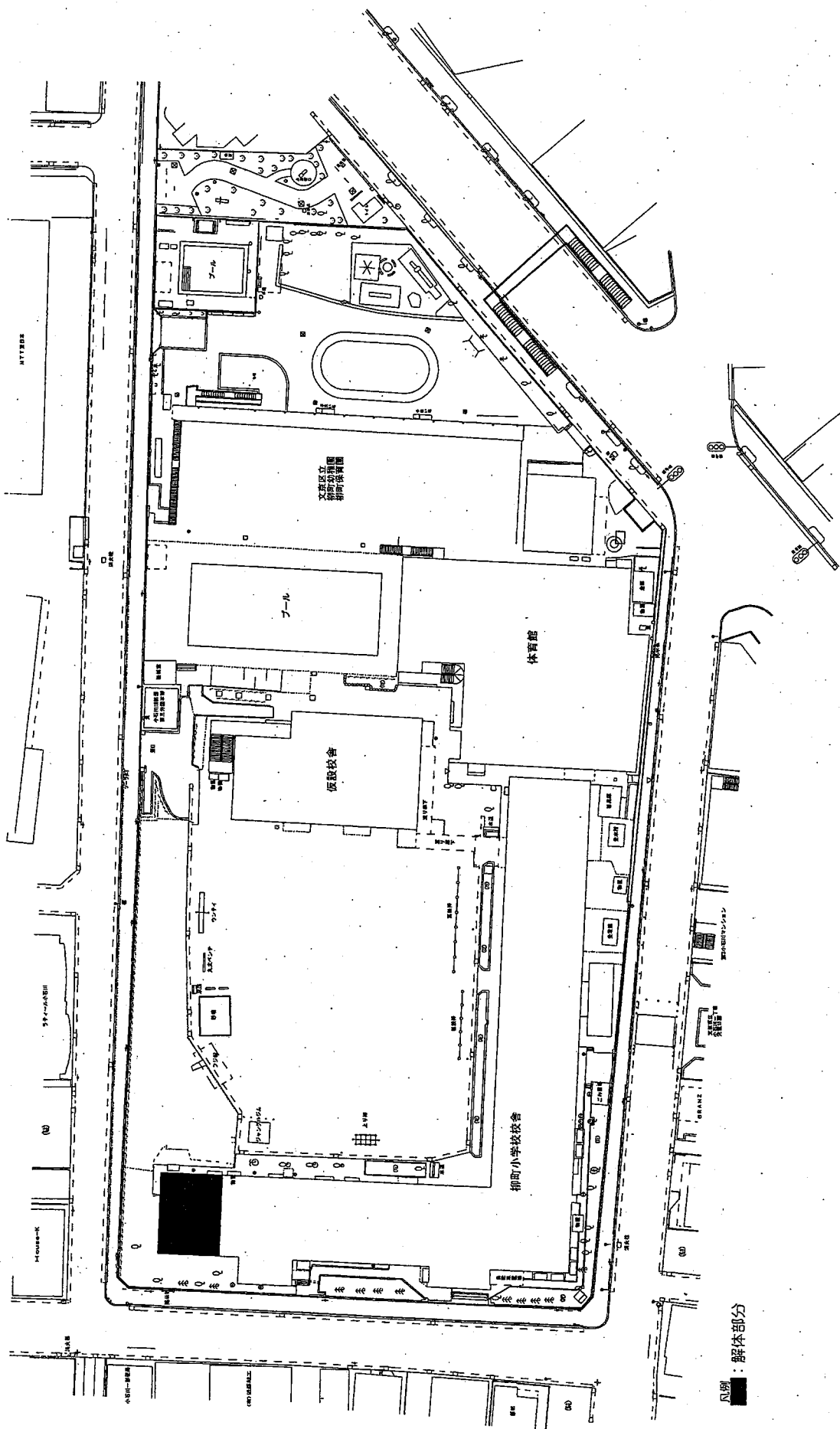
1. 建 物 名 文京区立柳町小学校
2. 場 所 (地番) 文京区小石川一丁目27番1の一部ほか3筆
(住居表示) 文京区小石川一丁目23番16号
3. 工事担当部署 文京区施設管理部施設管理課
4. 設 計 株式会社桂設計
5. 工事請負者 未定 (決定次第掲示します)
6. 工 期 平成28年3月～平成30年2月 (予定)
7. 敷地概要
敷地面積 8,813.96 m²
地域地区 準工業地域、防火地域、準防火地域、第三種高度地区
絶対高さ22m、建ぺい率：70%、容積率：300%、400%
日影規制：5時間－3時間 (測定面4m)
8. 計画概要
構 造 鉄筋コンクリート造
規 模 地上3階
建築面積：564.09 m²、延床面積：1,574.21 m²
最高高さ：13.7m
用 途 小学校
9. 工事内容 準備工事、解体工事、仮設工事、杭工事、山留・根伐り
工事、基礎工事、地上躯体工事、内外装仕上工事
電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事、
昇降機設備工事
10. 連絡先
文京区区教育委員会教育推進部学務課 担当 吉谷、藤田
TEL：03-5803-1297
文京区施設管理部施設管理課 担当 八田羽、寺崎
TEL：03-5803-1275
株式会社桂設計 担当 中山、渡邊
TEL：03-3269-6413

周辺生活環境配慮事項書

項目	配慮した内容	備考
1 日影	周辺への日影の影響を減らすため、増築棟北東部分の高さを抑えました。	
2 高さ	既存校舎の高さと合わせた計画としました。増築棟北東部分は3階廊下の天井高を下げることで、さらに高さを抑える計画としました。	
3 プライバシー	増築棟と道路の間には緑地を設け、樹木によって、道路と増築棟との間の視線を遮る計画とします。	
4 敷地境界からの離隔距離	敷地東側は増築棟から道路境界線まで1m程度と狭くなりますが、歩道と増築棟の間に設ける緑地については、擁壁を高さ40cm程度とし、道路に開けた緑地とすることで、圧迫感の軽減を図ります。	
5 景観	増築棟周辺の敷地東側と北側の擁壁について、高さ40cm程度とし、フェンスを設けないことで、道路に開けた植栽スペースとします。増築棟の色彩については、既存校舎との連続性に配慮して、白系のベース色とし、両端を濃い色とすることで、建物のヴォリュームを分断して、圧迫感の軽減を図ります。	
6 その他	周辺の集合住宅からの見下ろしにも配慮し、屋上緑化を行うこととしています。太陽光発電設備、LED照明の採用により、省エネルギー化を図ります。	

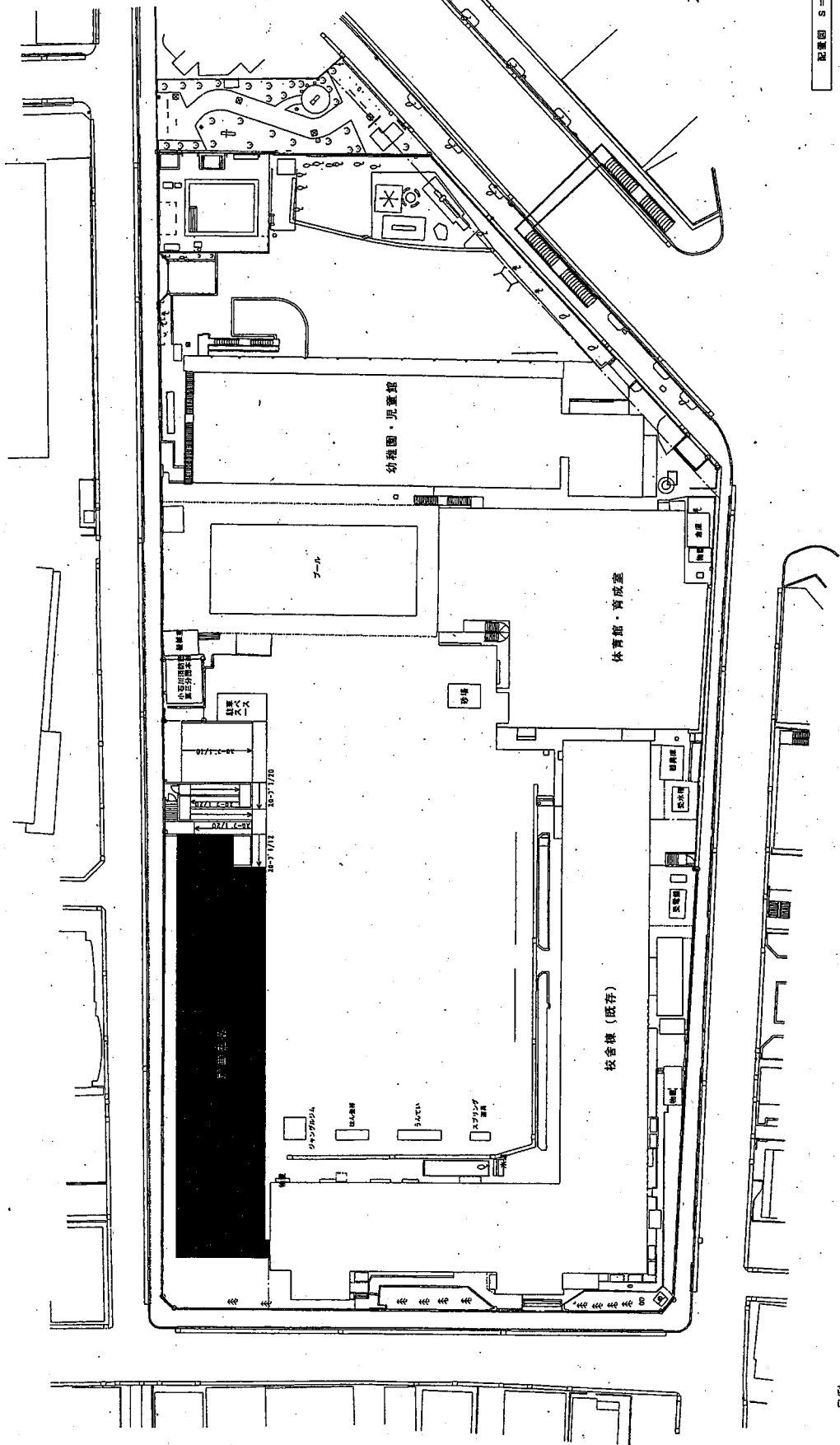
(注意) 1 建築に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響及びその対策については、本様式を用いて説明してください。なお、その際、参考となる図面等を添付するようにしてください。

2 本様式は、区に提出する説明会等の報告書に添付してください。

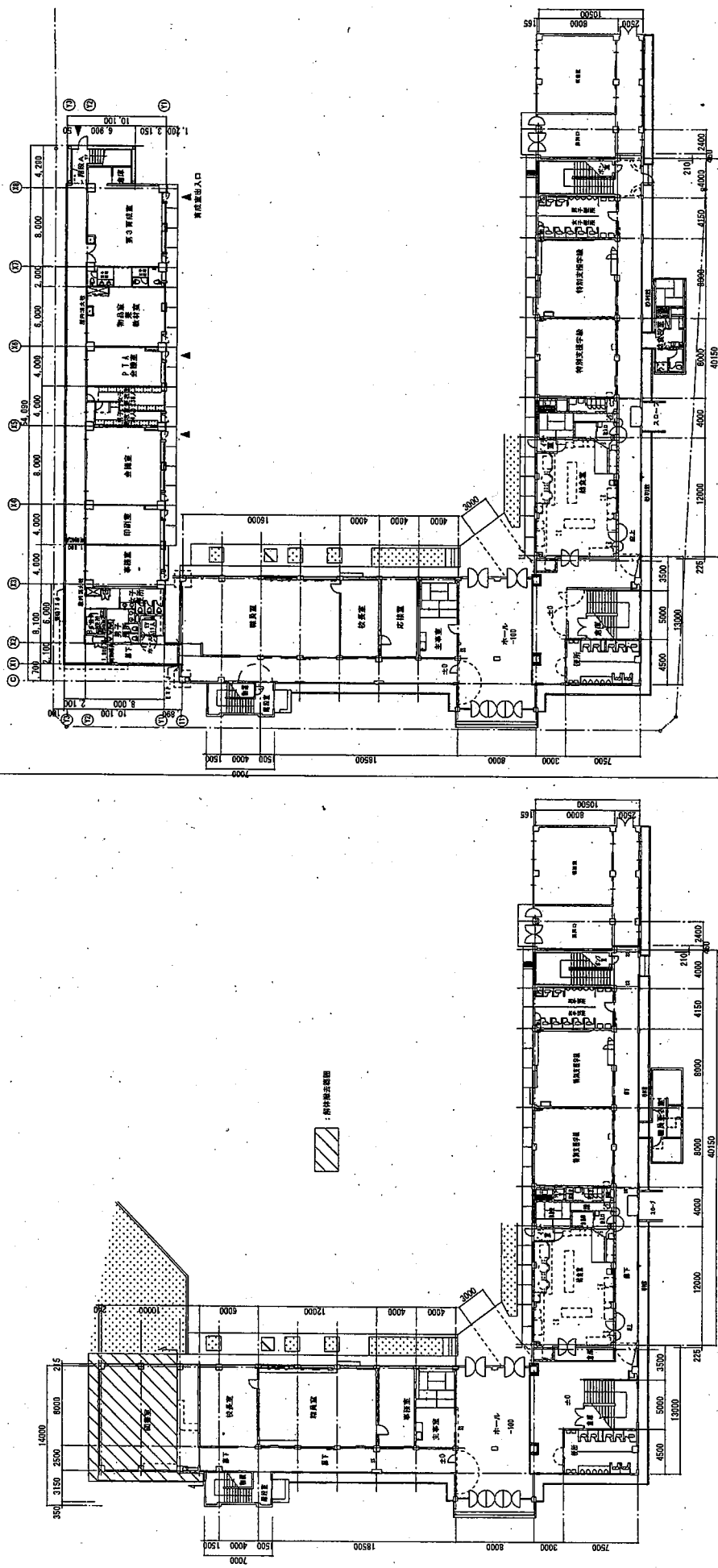


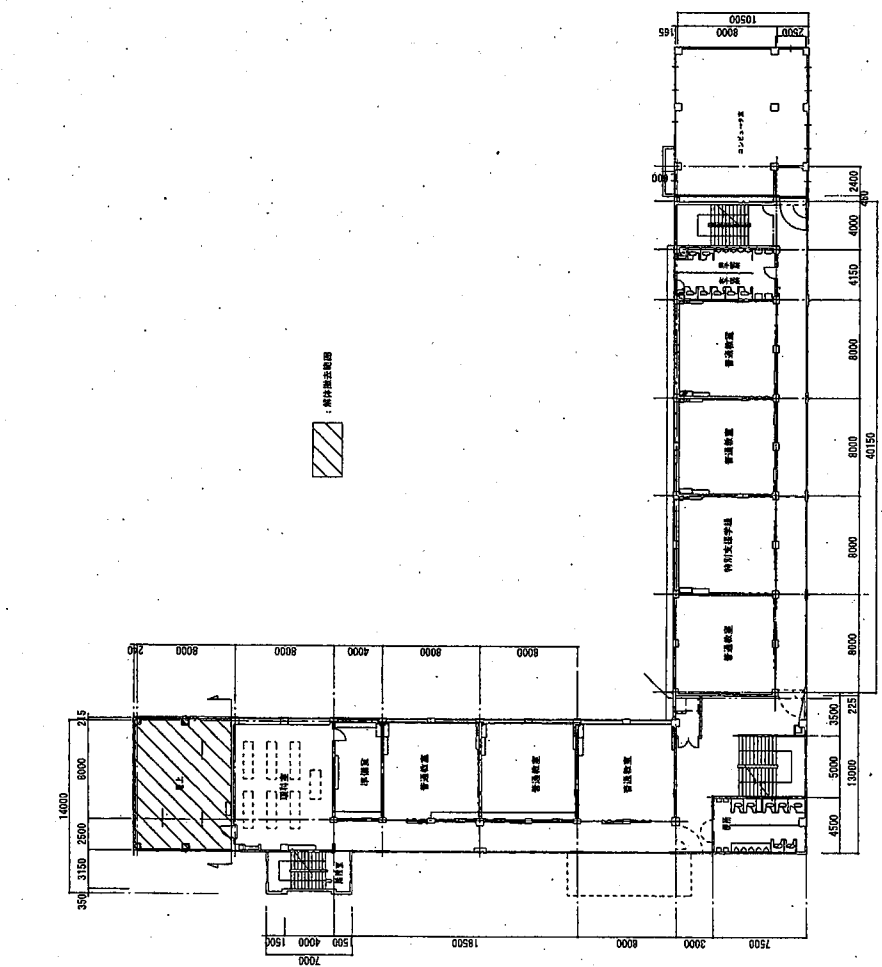
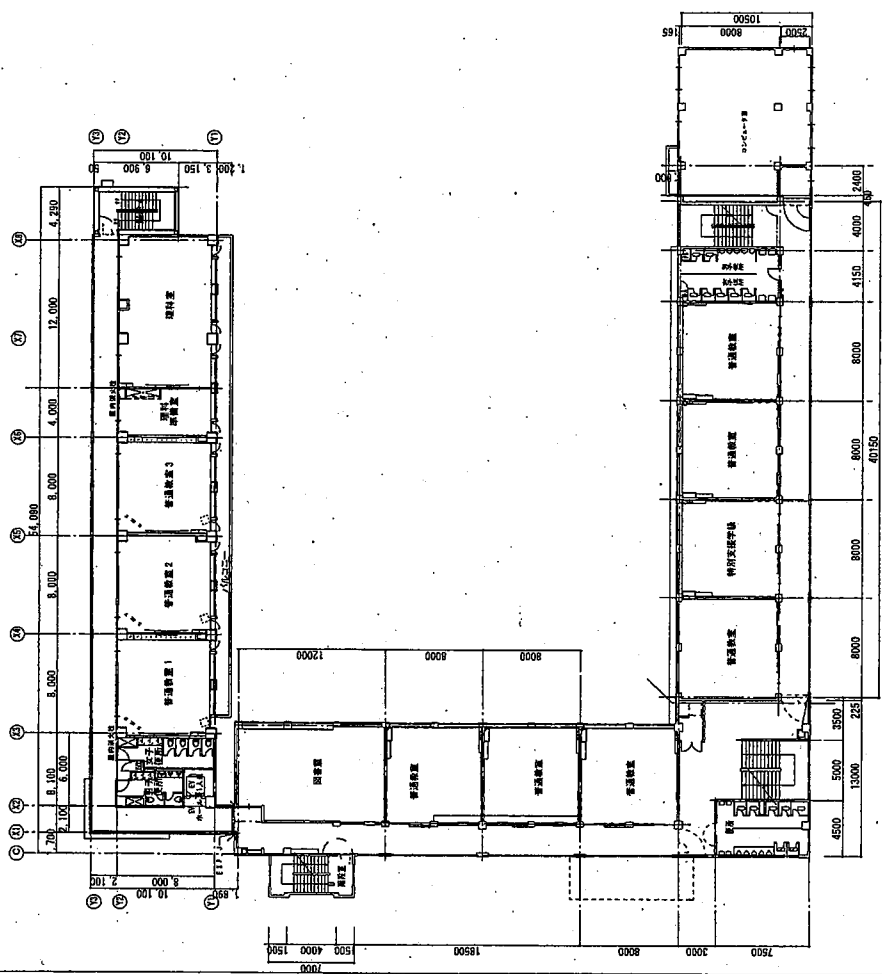
■ 解体部分



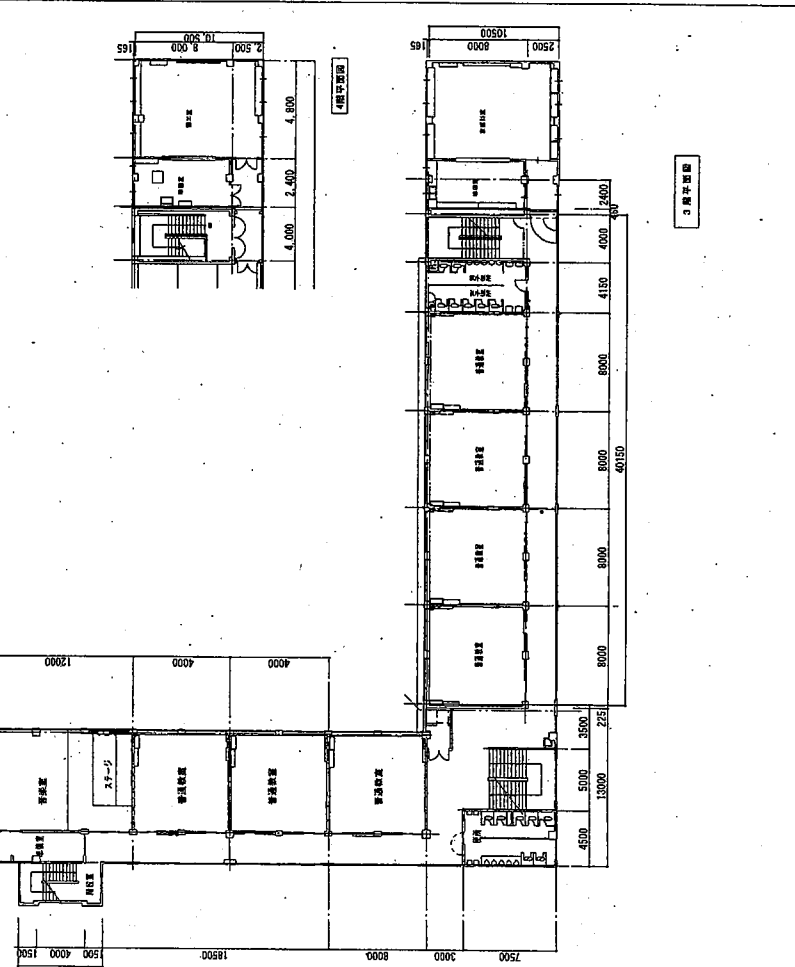
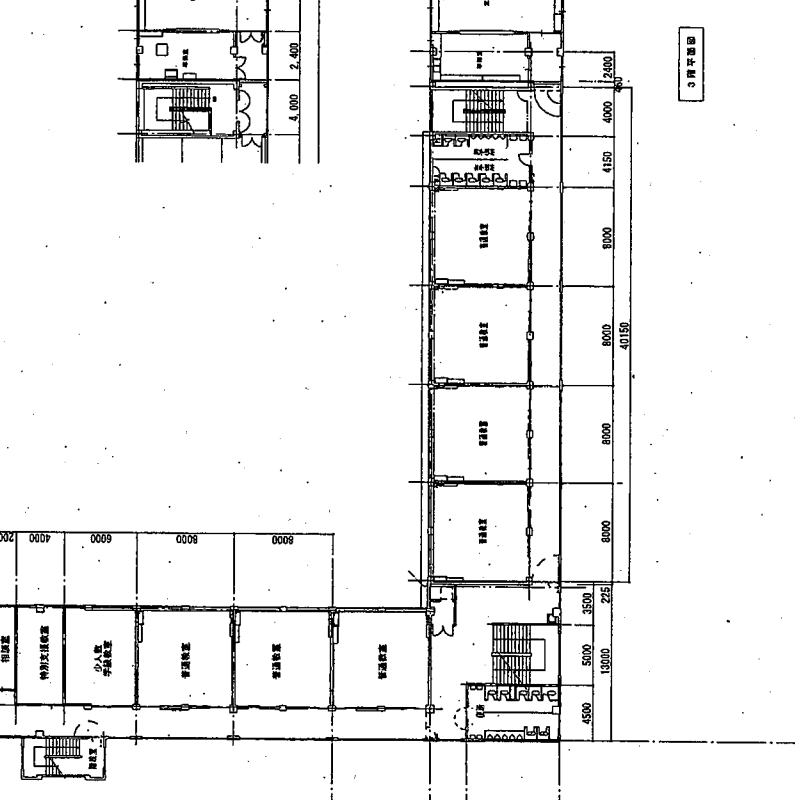
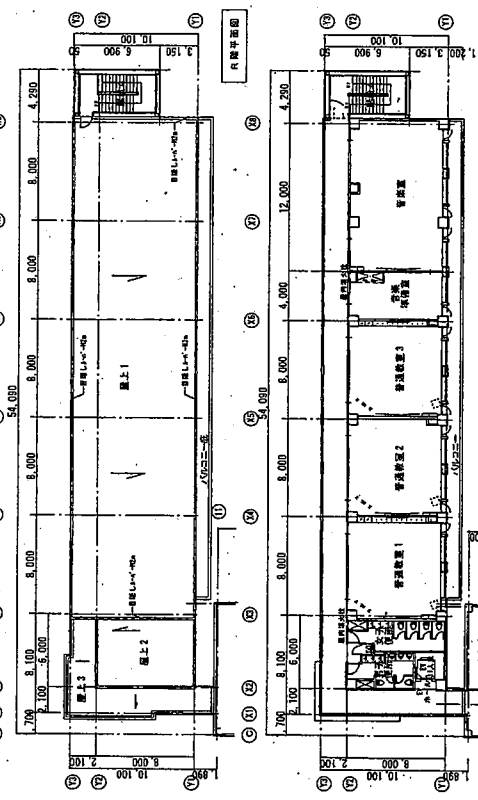


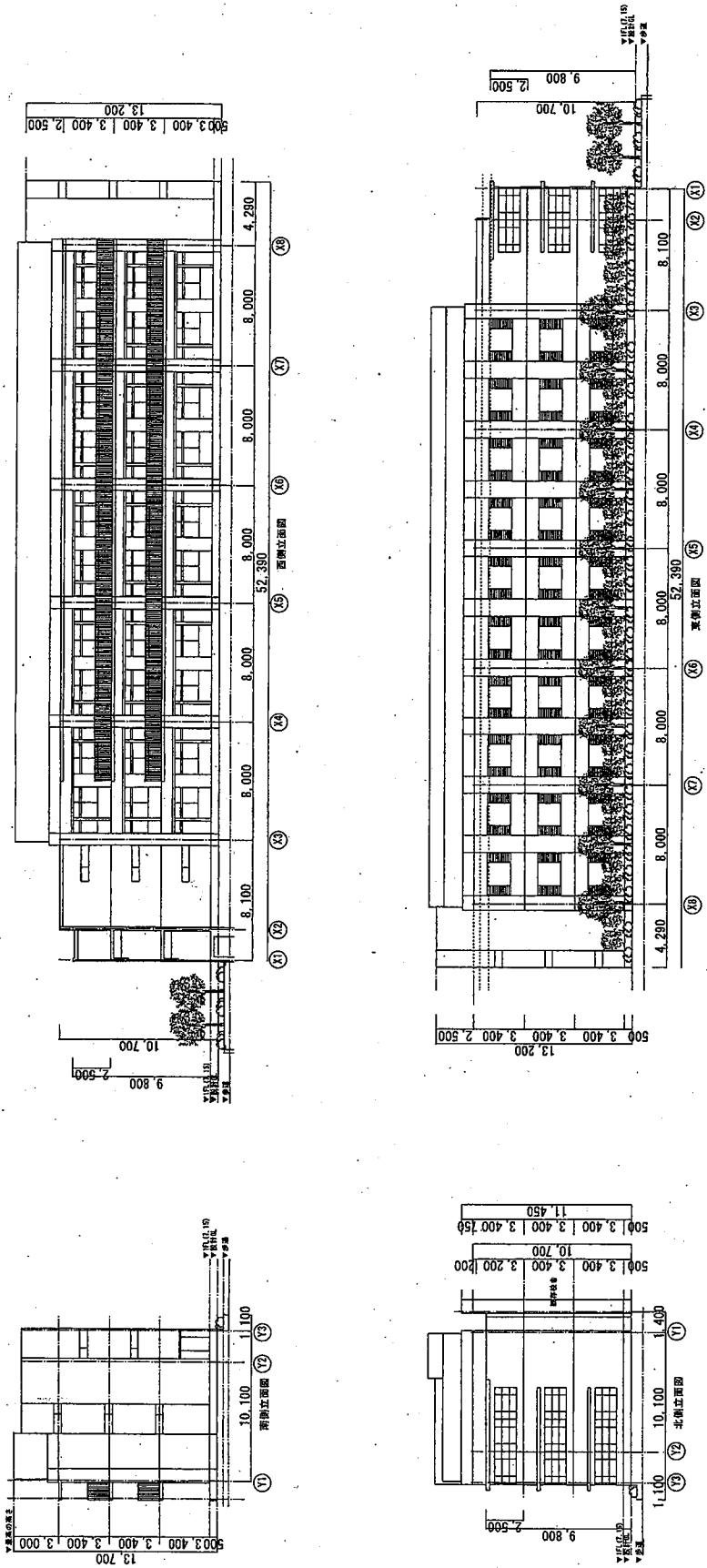
▲例：計画建物

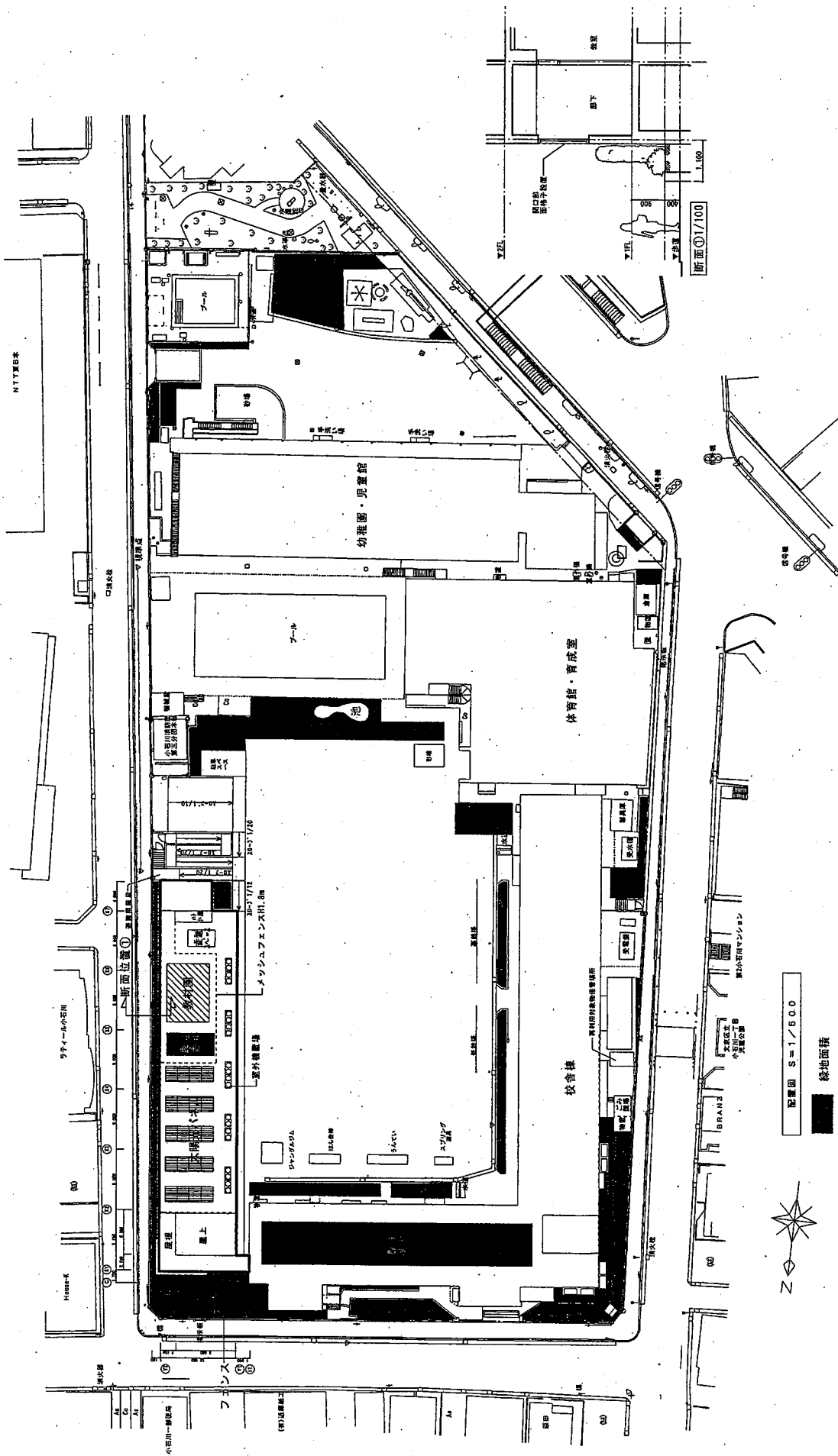


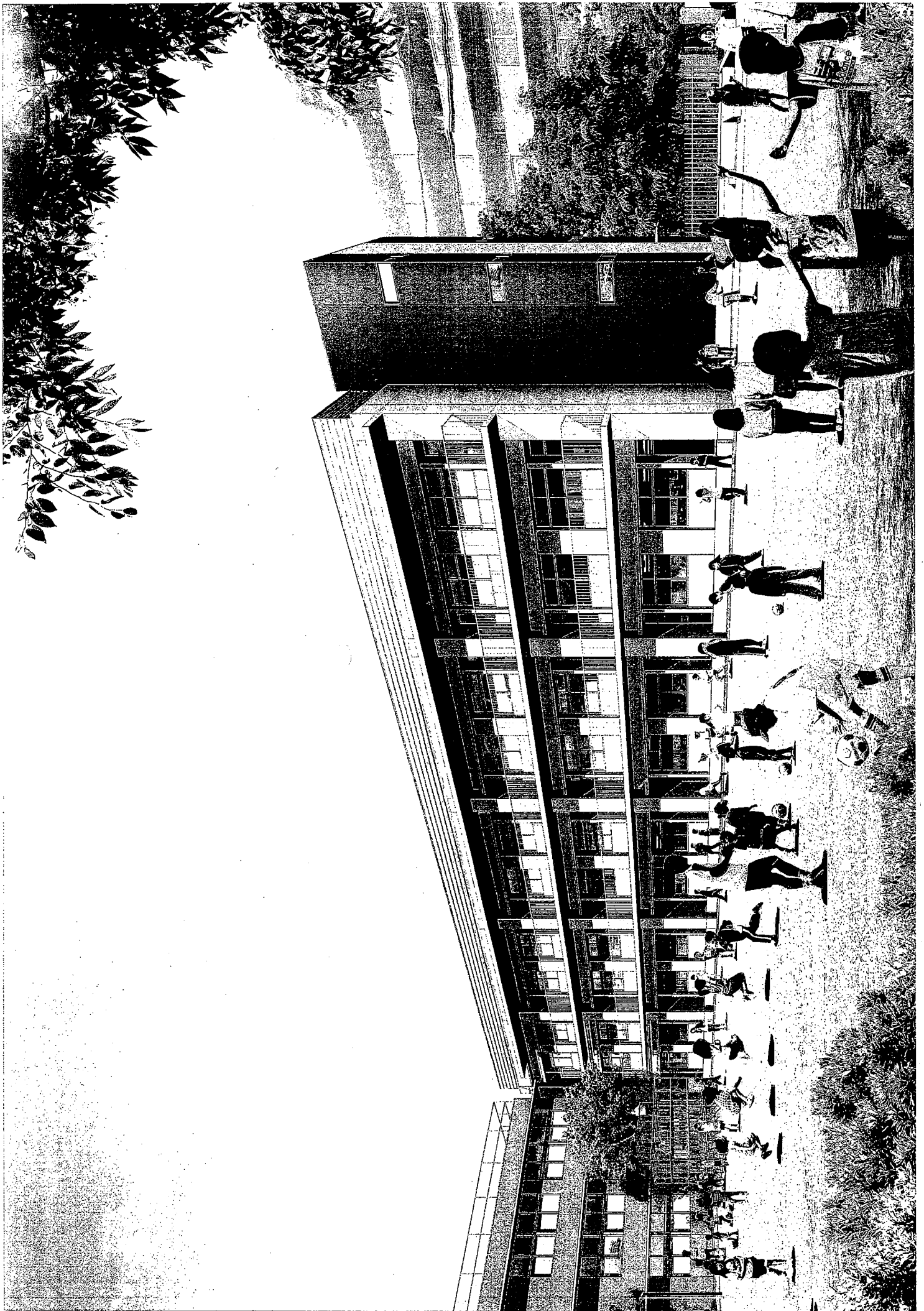


： 现状建筑范围











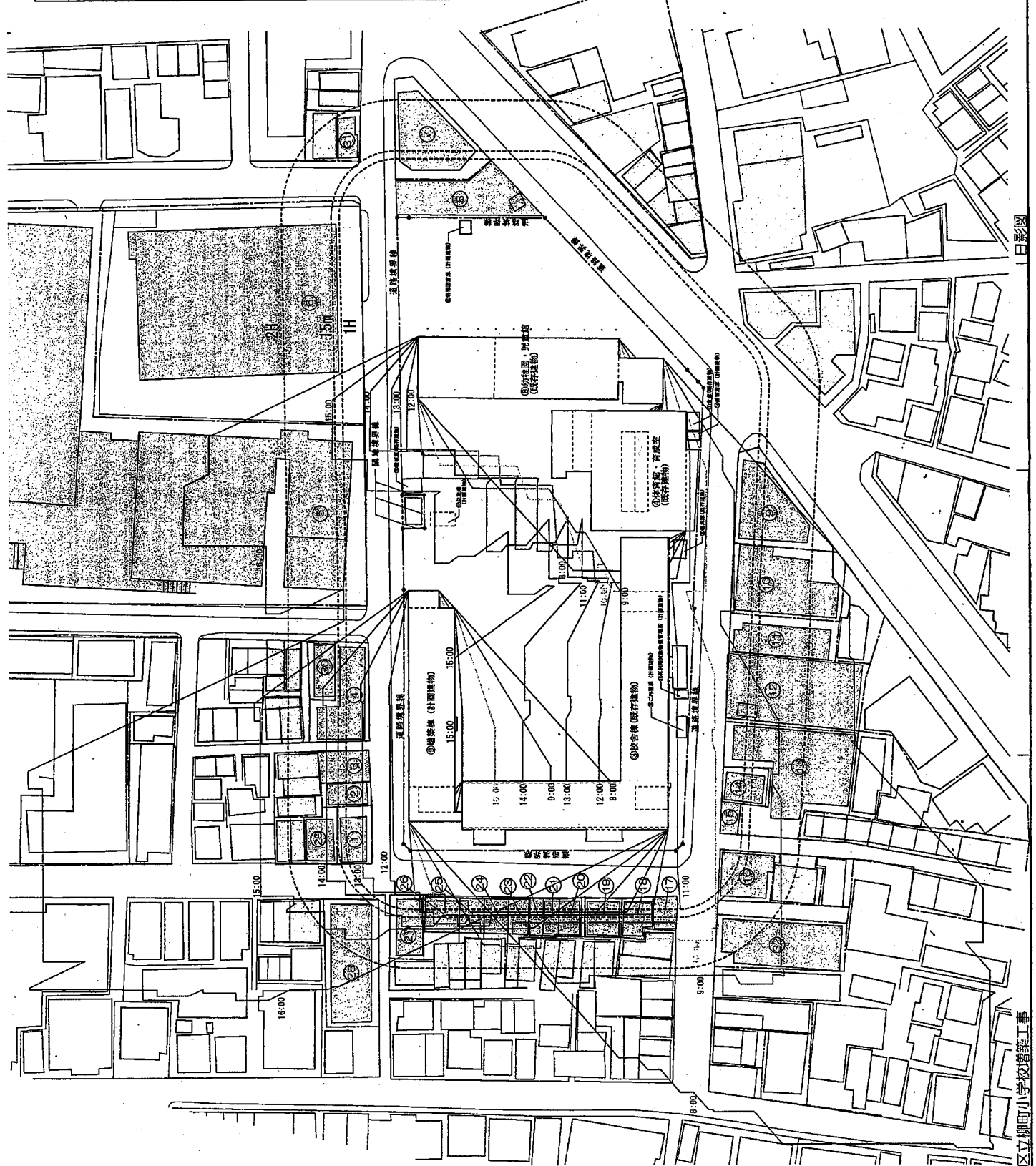
日影図

文京区立柳町小学校増築工事

- ：周辺関係住民
- ：隣接関係住民・近接住民
- ① ハウスーK
 - ② 小林 緑木
 - ③ パート小石川一丁目第5パーキング
 - ④ ラティール小石川
 - ⑤ UR都市機構エルアーシェ小石川
 - ⑥ NTT小石川第1ビル
 - ⑦ ソラシア小石川
 - ⑧ 区立柳町あそび場
 - ⑨ 小石川マンション
 - ⑩ (株)プロスト
 - ⑪ 第2小石川マンション
 - ⑫ 区立小石川一丁目児童遊園
 - ⑬ プランズ文芸小石川Park Front
 - ⑭
 - ⑮ パート小石川一丁目第3パーキング
 - ⑯ 松屋ビル
 - ⑰ パート小石川一丁目パーキング
 - ⑱ 原田
 - ⑲ Sweet Water
 - ⑳ Rose
 - ㉑ (株) 萬葉社打本所
 - ㉒
 - ㉓ (有) 近藤精工
 - ㉔ (有) 近藤精工
 - ㉕
 - ㉖ (有) 近藤精工
 - ㉗ 小石川一郵便局
 - ㉘ 日神テオオスター小石川
 - ㉙ 鈴木商店
 - ㉚ ヤマト運輸倉庫センター
 - ㉛ H・Y・Sビル
 - ㉜ 喫茶マンション
 - ㉝

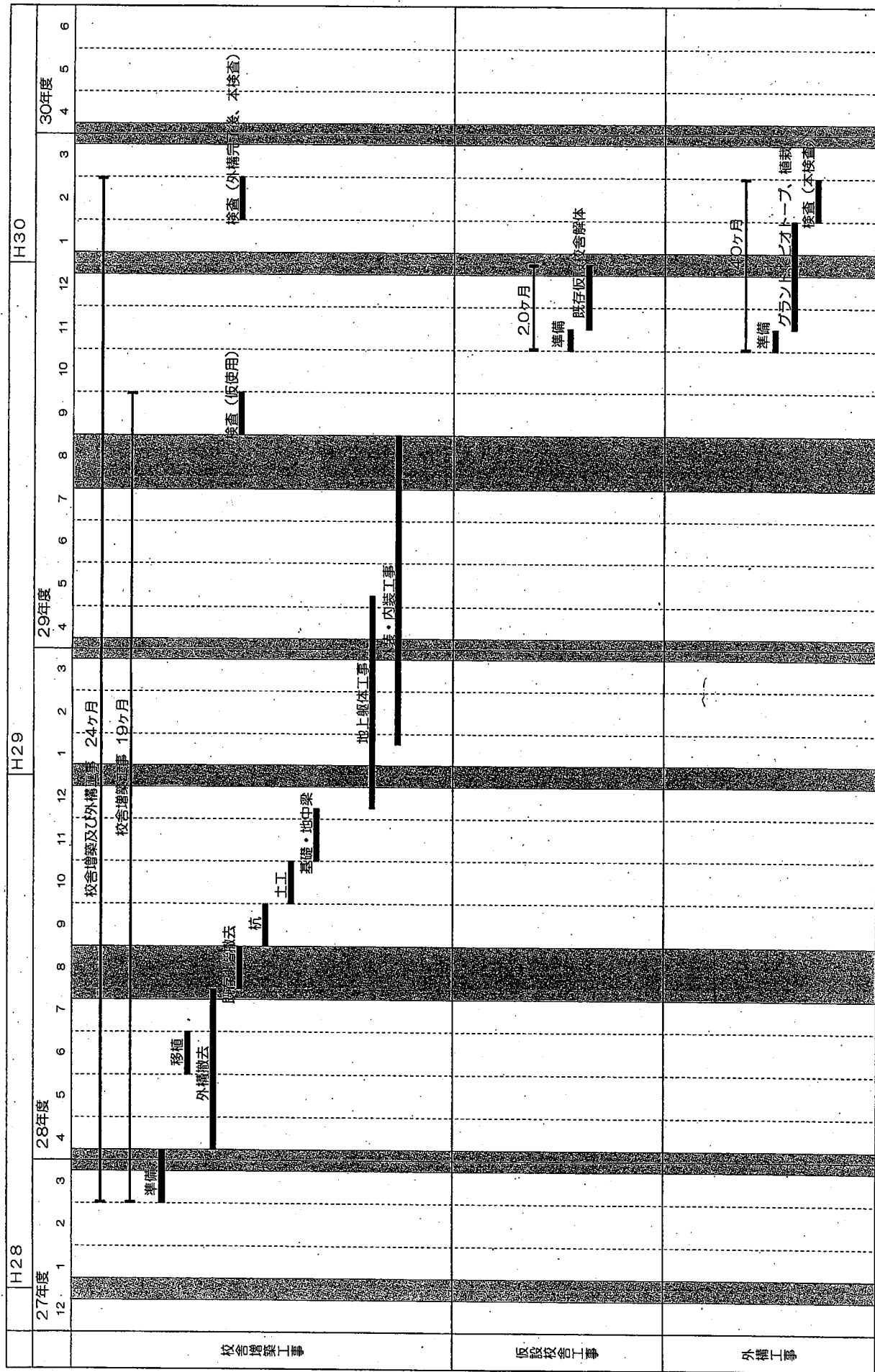
日影図
(冬至における真太陽時の地盤面にてきる影)

8時
9時
10時
11時
12時
13時
14時
15時
16時



■ 工事工程表 (案)

全体工期 24ヶ月



※本工程表は実施設計段階の想定であり、施工業者の検討により工事工期・内容は若干変更になる可能性があります。

解体工事計画説明書

一般事項

1. 工事件名 文京区立柳町小学校増築工事（既存校舎一部解体工事）
2. 工事場所 地番 東京都文京区小石川一丁目27番1の一部ほか3筆
住居表示 東京都文京区小石川一丁目23番16号
3. 工事担当部署 文京区施設管理部施設管理課
4. 工事請負者 未定(決定次第提示します)
5. 工事期間 平成28年3月～平成28年9月
6. 工事概要 小学校校舎増築に伴う、既存校舎（図書室）の解体工事
7. 解体規模 構造：鉄筋コンクリート造、階数：1階、
高さ：6m、面積：86.05㎡
8. 工事内容 準備工事、仮設工事、石綿含有建材撤去工事、内装解体工事、設備機器撤去工事、
外壁解体工事、外構解体工事、樹木移植等工事
9. 連絡先 文京区教育委員会教育推進部学務課 TEL：03-5803-1297
担当：吉谷、藤田
文京区施設管理部施設管理課 TEL：03-5803-1275
担当：八田羽、寺崎
- ア. 搬出入経路 敷地東側道路側にキャスターゲートを設置し、このゲートから工事車両の搬入搬出を行います。
- イ. 安全管理 敷地の道路境界線に沿って高さ3mの仮囲いを設置し、工事区域を区画します。
工事中、ガードマンは常駐とし、警備と交通整理を行います。
- ウ. 騒音、振動、粉じん等に対する公害防止対策
解体に際しては、低騒音型・低振動型の建設機械を使用します。
解体部分周囲には碎組み足場及び防音パネルを設置します。
躯体コンクリート解体はワイヤソー工法及び圧砕工法により施工します。
解体中は散水を十分に行い施工します。
- エ. 作業時間 午前8：00～午後6：00
※作業内容により終了時間は、前後する事があります。
※工程の関係上、工事車両が午前8：00以前に搬入する場合があります。
- オ. 日曜・祝祭日作業
日曜、祝祭日は全体を基本とします。
※特別な理由により休日に作業を行う場合は、事前周知を行います。
- カ. 仮設建物 敷地内に、仮設現場事務所、作業員用トイレ等を設置します。
- キ. 復旧工事 安全確保に十分注意し施工します。万一本工事の作業により家屋、付属物、道路等を損傷した場合は、工事請負者の責任において早急に復旧します。
- ク. 道路上の管理 道路上には、本工事使用する車両は駐車しません。また、路面は汚した際には、すみやかに清掃することとします。
- ケ. 石綿含有建材使用有無
石綿含有建材(建物一部内装材)があります。
撤去に際しては、関係法令を遵守し作業に当たります。



文字サイズ 拡大 標準 縮小 色合い 標準 薄 黒 音声読み上げ
Multilingual English 中文简体 中文繁體 한글
サイト内検索 検索



ホーム>文京区議会>意見書・要請書等>柳町小学校校舎増築に関する区長への要望

いいね! 17 ツイート

文京区議会

柳町小学校校舎増築に関する区長への要望

区議会のしくみ

議員紹介

会議のお知らせ

傍聴、請願・陳情

会議の記録

議会広報

その他

更新日 2015年11月06日

柳町小学校校舎増築に関する区長への要望

柳町小学校校舎増築について、早期実現を図るため、議会として区長に対して、次の事項について要望を行う。

【要望事項】

- 1 校舎の全面改築を含めた検討の場を早期に設置すること。
- 2 検討に当たっては、区内全体の学校スケジュールにも配慮すること。

平成27年11月6日

ぶんきょう未来 幹事長 前田 くにひろ
 自由民主党文京区議団 幹事長 名取 願一
 日本共産党文京区議会議員団 幹事長 萬立 幹夫
 公明党文京区議団 幹事長 岡崎義顕
 市民の広場・文京 幹事長 浅田 保雄

お問い合わせ先

〒112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号
 区議会事務局議事調査係
 電話番号：03-5803-1313、03-5803-1314
 FAX：03-5803-1370
[メールフォームへ](#)

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問：このページの情報は役に立ちましたか？

- 1: とても役に立った 2: 役に立った 3: ふつう
 4: あまり役に立たなかった 5: ほとんど役に立たなかった

質問：このページの情報は見つけやすかったですか？

- 1: とても見つけやすかった 2: 見つけやすかった 3: ふつう
 4: 見つけにくかった 5: とても見つけにくかった



▲ ページの先頭へ戻る

[サイトマップ](#) [お問い合わせ](#) [携帯サイト](#) [このサイトについて](#) [プライバシーポリシー](#) [アクセシビリティについて](#) [リンク集](#)

文京区役所

〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21

電話番号：03-3812-7111 (代表)

窓口開設時間：月～金曜（祝日、年末年始を除く）、午前8時30分～午後5時15分

※一部窓口によって、開設時間が異なりますのでご注意ください。

copyright Bunkyo City. All rights reserved.

柳町小学校教室対策等協議会の設置について

1 目的

柳町小学校の改築にあたっての前提条件を整理するため、「柳町小学校教室対策等協議会」を設置する。

2 検討事項

改築にあたっての前提条件に関すること。

3 協議会の構成員

別紙のとおり

4 検討スケジュール

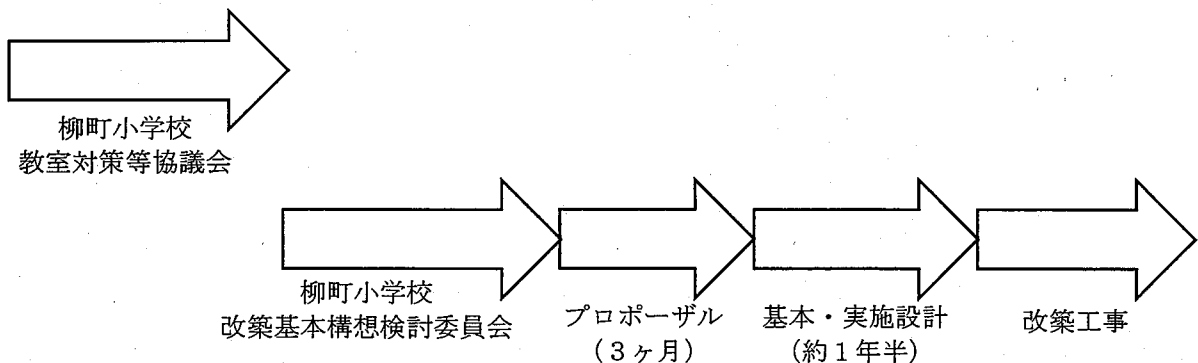
平成 27 年 12 月

委員推薦依頼

平成 28 年 1 月～

改築にあたっての前提条件についての確認、
報告書の作成

5 改築にあたっての想定スケジュール



文京区立柳町小学校教室対策等協議会委員名簿

	所 属	氏 名
会 長	教育推進部長の職にある者	久 住 智 治
副 会 長	教育推進部学務課長の職にある者	竹 田 弘 一
委 員	柳町小学校PTA	
委 員	柳町小学校PTA	
委 員	柳町小学校PTA	
委 員	柳町こどもの森PTA	
委 員	柳町こどもの森PTA	
委 員	柳町育成室保護者	
委 員	柳町第二育成室保護者	
委 員	柳町第三育成室保護者	
委 員	学校支援地域本部	
委 員	通学区域内町会・自治会（初音町町会）	
委 員	通学区域内町会・自治会（柳町町会）	
委 員	通学区域内町会・自治会（柳町中央町会）	
委 員	通学区域内町会・自治会（柳町三和会）	
委 員	通学区域内町会・自治会（八千代町町会）	
委 員	通学区域内町会・自治会（戸崎町町会）	
委 員	通学区域内町会・自治会（南戸崎町会）	
委 員	通学区域内町会・自治会（東御殿町会）	
委 員	通学区域内町会・自治会（久堅町民会）	
委 員	通学区域内町会・自治会（久堅親交会）	
委 員	礪川青少年健全育成会	
委 員	柳町小学校校長の職にある者	松 本 絵 美 子
委 員	柳町小学校副校長の職にある者	渋 谷 正 芳
委 員	柳町幼稚園園長の職にある者	御 手 洗 竹 代
幹 事	教育推進部教育改革担当課長の職にある者	中 島 一 浩
幹 事	教育推進部教育指導課長の職にある者	植 村 洋 司
幹 事	男女協働子育て支援部児童青少年課長の職にある者	矢 島 孝 幸
幹 事	企画政策部企画課長の職にある者	竹 越 淳
幹 事	施設管理部施設管理課長（技術）の職にある者	澤 井 英 樹